

(案)

東京都自殺総合対策計画（仮称）

～「誰も自殺に追い込まれることのない東京」の実現を目指して～

平成30年〇月



目次

第1章	これまでの経緯	1
第2章	計画の策定にあたって	4
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	<u>(3) 自殺対策の基本的な考え方</u>	
	(4) 計画期間	
	(5) 数値目標	
第3章	東京都の自殺の現状（特徴）	6
1	統計データから見る東京都の現状	7
	(1) 全体的な状況	
	(2) 性別・年齢別の特徴	
	(3) 自殺者の自殺未遂歴の状況（自殺未遂者の有無の男女比較）	
	(4) 職業別の自殺者数の推移	
	(5) 自殺の原因・動機	
	(6) 地域の状況	
2	意識調査結果	22
	自殺対策に関する意識調査（インターネット福祉保健モニターアンケート）	
第4章	これまでの取組	25
	(1) 事前予防（一次予防）	
	○ 相談窓口に関する情報提供	
	○ 自殺対策強化月間（9・3月）	
	○ 若年層対策	
	(2) 危機対応（二次予防）	
	○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	
	○ ゲートキーパー養成事業	
	○ <u>児童生徒の自殺防止サポート活動</u>	
	(3) 事後対応（三次予防）	
	○ 自殺未遂者支援に関する人材育成	
	○ 自殺未遂者対応地域連携支援事業～こころといのちのサポートネット～	
	○ 遺族への情報提供	

第5章 東京都における自殺対策の課題と今後の方向性	27
1 東京都における自殺対策の課題	
(1) 若年層の自殺割合	
(2) 企業の集積	
(3) 区市町村ごとの特徴	
2 今後の方向性	
第6章 東京都における施策	29
1 基本施策	29
(1) 区市町村等への支援強化	
(2) 地域ネットワークの強化	
(3) 自殺対策を支える人材の育成	
(4) 住民への啓発と周知	
(5) 生きることの促進要因への支援	
2 重点施策	33
(1) 広域的な普及啓発	
(2) 相談体制の充実	
(3) 若年層対策の推進	
(4) 職場における 自殺対策の推進	
(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	
(6) 遺された人への支援の充実	
3 生きる支援関連施策	37
(1) 自殺防止のための環境整備	
ア 自殺を防ぐ環境整備	
イ 危機情報の迅速な伝達・対応の仕組みの整備	
(2) 自殺防止に向けた各機関の設置	
ア 相談機関・相談窓口の充実	
イ 各種支援機関の設置・強化	
(3) 自殺防止に向けた研修等	
(4) 地域における自殺対策の取組	
(5) 適切な精神科医療の受診確保	
4 自殺の実態把握	41
各種取組の今後の事業計画	
1 基本施策	42
2 重点施策	44
3 生きる支援関連施策	46

第7章 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

- (1) 自殺総合対策東京会議
- (2) 関係機関・団体等の役割
- (3) 区市町村の役割
- (4) 都の役割（東京都地域自殺対策推進センター）
- (5) 都民の役割

<資料編>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

- 自殺対策基本法
- 自殺総合対策大綱
- 交付金の変遷
- 自殺総合対策東京会議設置要綱
- 東京都地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱
- 「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」相談窓口一覧
- 平成27年における自殺の状況

第1章 これまでの経緯

- 我が国では、平成10年に自殺者数が急増するまで、自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、国全体としての（自殺）対策の方針は策定されてきませんでした。
- 平成17年、自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体等から「個人だけでなく社会全体で自殺対策を実施すべきである」といった声が出されるようになり、国は自殺対策を総合的に進めるため「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめました。
- 平成18年、超党派による「自殺防止対策を考える議員有志の会」が結成され、「自殺対策基本法案」について検討が進められ、国会での審議を経て、自殺対策基本法が公布、施行されました。
- 自殺対策基本法（以下「基本法」という）^{（注1）}においては、政府の推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を策定することとされ、平成19年6月、自殺総合対策大綱として閣議決定されました。
- この自殺総合対策大綱（以下「大綱」という）^{（注2）}では、以下のような自殺対策の基本認識を示しています。
 - ＜自殺対策の基本認識＞
 - ・自殺は追い込まれた末の死
 - ・自殺は防ぐことができる。
 - ・自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している。
- 都においては、この基本認識を踏まえ、「生きやすい、生きがいのある東京」を実現するために、都の状況に即した総合的な自殺対策を推進することとしました。
- 自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることから、政策分野や行政・民間等の別に捉われることなく、多様な関係機関・団体、地域が一体となって、対策を推進することが必須です。
- 都は、平成19年1月、庁内の関係局が緊密な連携を図りつつ、自殺対策に資する取組を積極的に展開し、自殺のない健康で生きがいを持って暮らすことのできる都民生活の実現を目指すことを目的に、自殺対策推進庁内連絡会議を設置しました。
- また、平成19年7月に『自殺総合対策東京会議』を設置し、保健、医療、福祉、教育、労働などの多様な分野の参加により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策に取り組むこととしました。

1
2 ○ 平成21年3月には、関係機関・団体の連携・協力を強化し、それぞれの役割を
3 踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的と
4 して、東京における自殺総合対策の取組方針（以下「取組方針」という）^{（注3）}を策
5 定しました。

6
7 ○ 国では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、平成24
8 年8月に、大綱の見直しが行われ、「段階ごと対象ごとの施策を効果的に組み合わせ
9 せて取組を推進すること」や、「具体的施策として、「若年層向けの対策や、自殺未
10 遂者向けの対策を充実すること」などが、対策の基本的考え方に追加されました。

11
12 ○ こうした国の視点と、都の自殺の状況を踏まえ、平成25年11月、都の取組方
13 針を改正しました。

14 <対策の方向性>

- 15 ・ 50歳代前半から60歳代前半までの男性の自殺を防ぐ
- 16 ・ 30歳以下の若年層が自殺に追い込まれないようにする
- 17 ・ 高齢者人口が増加していることから、高齢者の自殺を防ぐ
- 18 ・ 自殺未遂者の再企図を防ぐ取組を重点的に行う
- 19 ・ うつ病等の精神疾患が疑われる者を適切に精神科医療につなぐ
- 20 ・ 地域の状況に応じた効果的な対策を推進する

21
22 ○ また、取組方針では、事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三
23 次予防）の各段階ごとに対策を進めるとともに、全体的予防介入、選択的予防介入、
24 個別的予防介入という対象ごとの対策を効果的に組み合わせることを、基本的な考
25 え方に追加しました。

26 ・ 全体的予防介入

27 リスクの度合いを問わず、万人を対象にする一般的な自殺予防啓発

28 ・ 選択的予防介入

29 自殺行動のリスクが高い人々に対する取組

30 ・ 個別的予防介入

31 過去に自殺未遂をした人など、自殺行動のリスクが高い個人に対する取組

32
33 ○ 基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年3月、国は、「誰も自殺に追
34 い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に
35 推進するため、基本法を改正し、同年4月に施行しました。

36 <主な改正内容>

- 37 ・ 自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を
38 基本理念に追加（第2条）
- 39 ・ 自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）においては、啓発活動を
40 広く展開するとともに、自殺対策強化月間（3月）には、自殺対策を集中的

1 展開することを明記（第7条）

- 2 • 都道府県及び区市町村に対して、地域自殺対策計画の策定を義務化
- 3 （第13条第1項及び第2項）
- 4 • 国は、都道府県自殺対策計画・区市町村自殺対策計画に基づいて当該地域
- 5 の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組
- 6 等を実施する都道府県・区市町村に対して交付金を交付（第14条）

7
8 ○ 平成29年7月には、この改正や我が国の自殺の実態を踏まえ、大綱の抜本的な
9 見直しを行い、閣議決定されました。

10 <基本認識>

- 11 • 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- 12 • 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 13 • 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

14 <基本方針>

- 15 • 生きることの包括的な支援として推進
- 16 • 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 17 • 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動
- 18 • 実践と啓発を両輪として推進
- 19 • 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、
- 20 その連動・協働を推進

31
32 注1 自殺対策基本法

33 自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われ
34 た。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正、
35 同年4月1日に施行された。

36
37 注2 自殺総合対策大綱

38 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策
39 定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年
40 を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。

41
42 注3 東京における自殺総合対策の基本的な取組方針

43 都における自殺の現状や都及び関係機関・団体等の役割、今後の取組の方向性等を示したもの。平成21年3月策定、
44 平成25年11月に改正した。

第2章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。
- 自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」としています。
- 我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すとしています。
- 東京都では、都の実情に応じた計画を策定し、自殺対策を推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、「自殺対策基本法第13条」に基づく、「都道府県自殺対策計画」です。
- また、「東京都子供・若者計画」、「東京都教育ビジョン（第3次）」、「東京都子供・子育て支援総合計画」及び「東京都保健医療計画」など関連する都の他の計画と整合性を図ります。

(3) 自殺対策の基本的な考え方

- 次のような基本的な考え方の下に、自殺総合対策の取組を進めていきます。
 - ◆ 都民だけではなく、都内への通勤・通学者等を含め、広く自殺対策の対象として捉えていきます。
 - ◆ 環境整備や社会的要因への対策も含めて総合的に取り組みます。
 - ◆ 行政及び各分野の団体・機関・個人等の連携・協力により対策を進めます。
 - ◆ 事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次予防）の各段階ごとに対策を進めるとともに、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入という対象ごとの対策を効果的に組み合わせます。
 - ◆ 東京の自殺の実態を踏まえ、地域ごとに効果的な取組を進めます。
- 自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化などに合わせて、対策を柔軟かつ迅速に見直していきます。

(4) 計画期間

- 本計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
- ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜内容の見直しを行うこととします。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

(5) 数値目標

- 大綱における全国の数値目標に合わせ、都においても平成 38 年までに、自殺死亡を平成 27 年と比較して 30%以上減少させることを目標とし、中長期的な取組の方向性と当面の重点施策を示します。

平成 27 年の自殺死亡率 17.4 → 平成 38 年までに 12.2 以下

- 自殺者数についても 30%以上減少させることを目標とします。

平成 27 年の自殺者数 2,290 人 → 平成 38 年までに 1,600 人以下

第3章 東京都の自殺の現状（特徴）

本計画では、主に警察庁の「自殺統計」と厚生労働省の「人口動態統計」の2種類を用いています。

警察庁の「自殺統計」

◆調査対象

総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

◆調査時点

発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

◆自殺者数の計上方法

捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。

厚生労働省の「人口動態統計」

◆調査対象

日本における日本人（外国人は含まない）を対象としています。

◆調査時点の差異

住所地を基に死亡時点で計上しています。

◆自殺者数の計上方法

自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

<統計データの留意点>

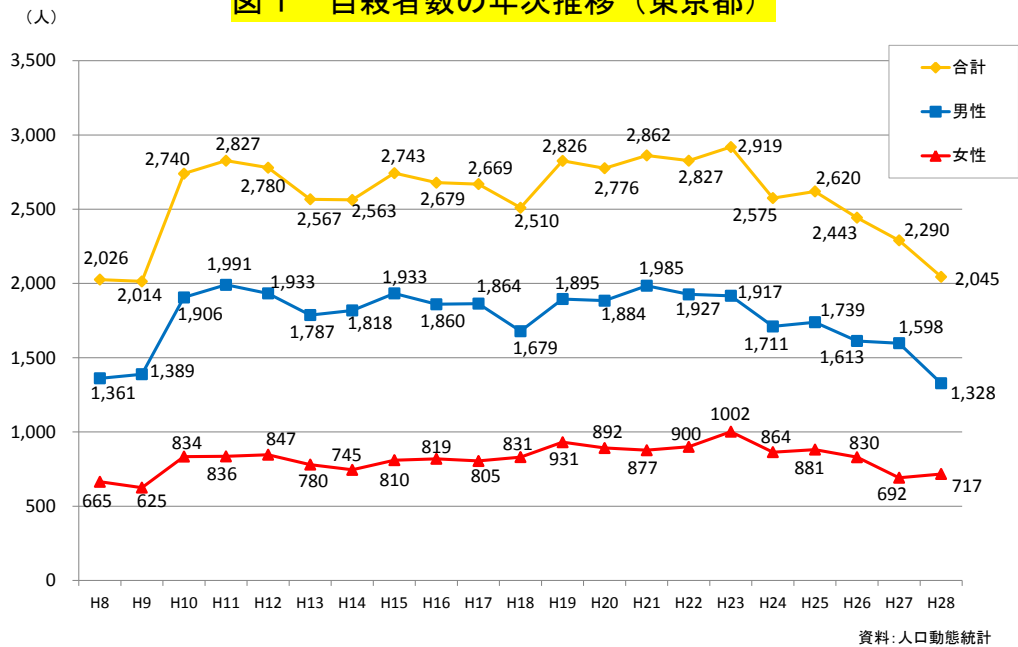
- 1 「自殺死亡率」とは、人口10万人当たりの自殺者数です。
- 2 「%」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

1 統計データから見る東京都の現状

(1) 全体的な状況

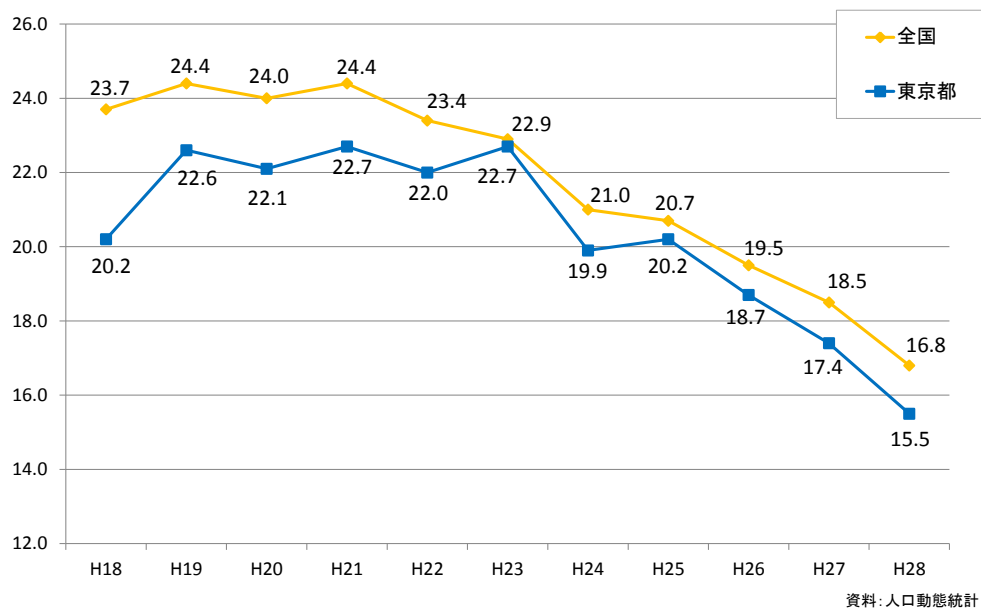
- 東京都の自殺死亡者数は、平成 10 年以降、平成 25 年までの 15 年間はおおむね 2,500 人から 2,900 人で推移し、平成 23 年をピークに減少傾向に転じ、平成 28 年は 2,045 人となっています。

図 1 自殺者数の年次推移（東京都）



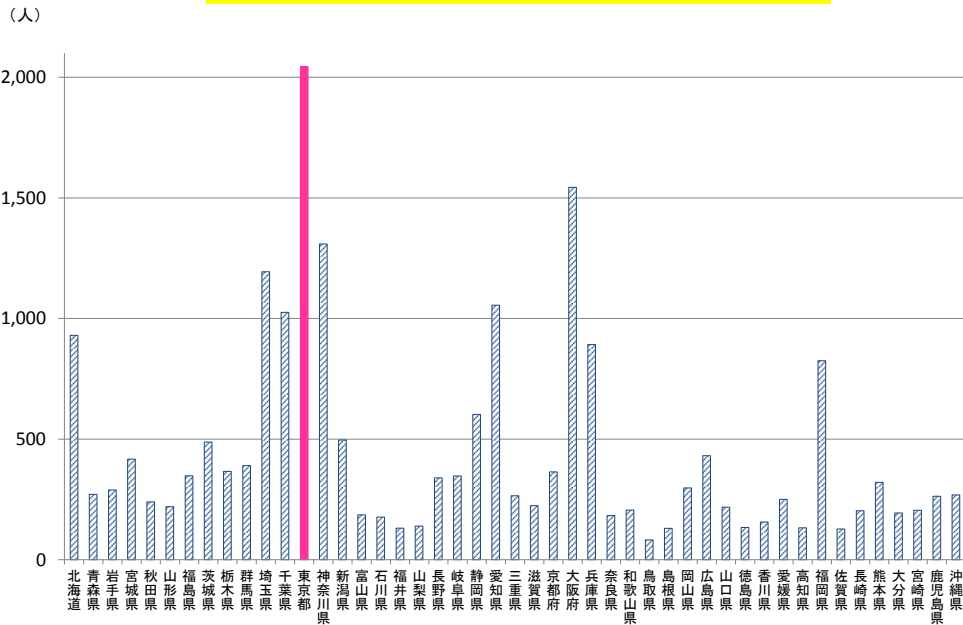
- 東京都の自殺死亡率は、平成 23 年をピークに減少傾向に転じ、全国と比較しても低い状況にあります。

図 2 自殺死亡率の年次推移（東京都・全国）



○ 平成28年の都道府県別の自殺者数をみると、全国平均が447.2人であり、東京都はその約4.6倍の2,045人となっています。

図3 都道府県別の自殺者数（平成28年）

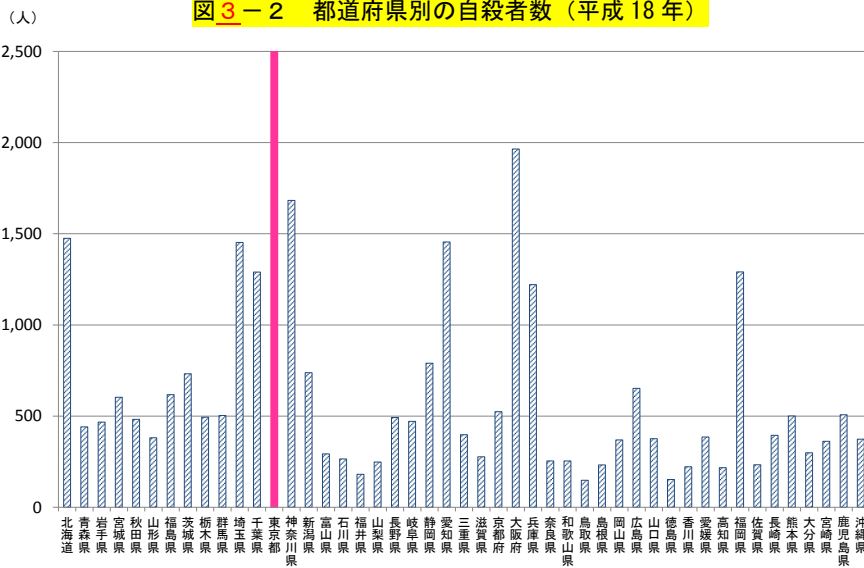


資料：人口動態統計

○ 平成18年においては全国平均が636.6人であり、東京都はその約3.9倍の2,510人となっています。

参考：10年前（平成18年）

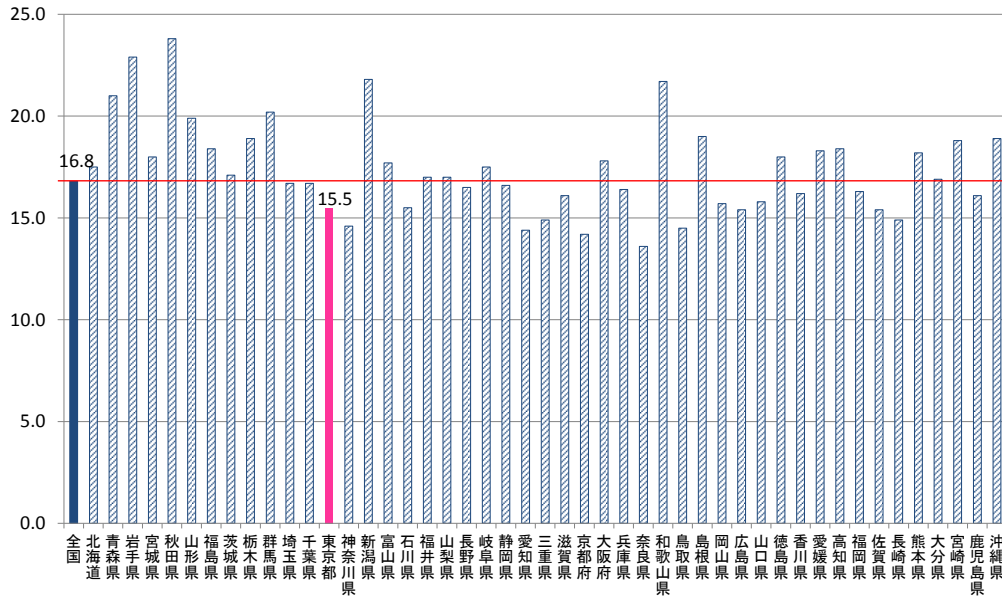
図3-2 都道府県別の自殺者数（平成18年）



資料：人口動態統計

- 1 ○ 平成 28 年の自殺死亡率を都道府県ごとに比較すると、東京都は、全国平均
 2 よりも低くなっています。

4 5 **図 4 都道府県別の自殺死亡率（平成 28 年）**

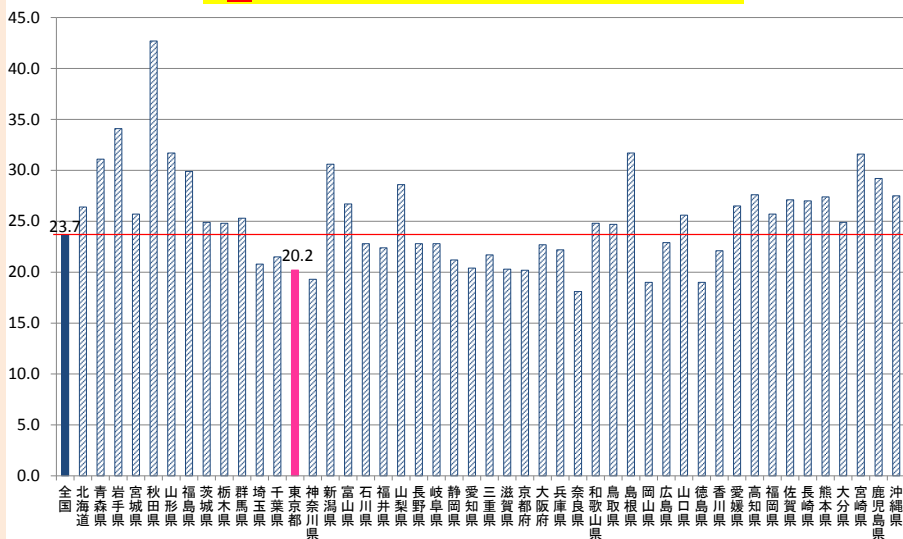


資料：人口動態統計

- 17
18
19
20
21 ○ 平成 18 年の都道府県別の自殺死亡率においても、全国平均よりも低くなっ
 22 ています。

23
24 参考：10 年前（平成 18 年）

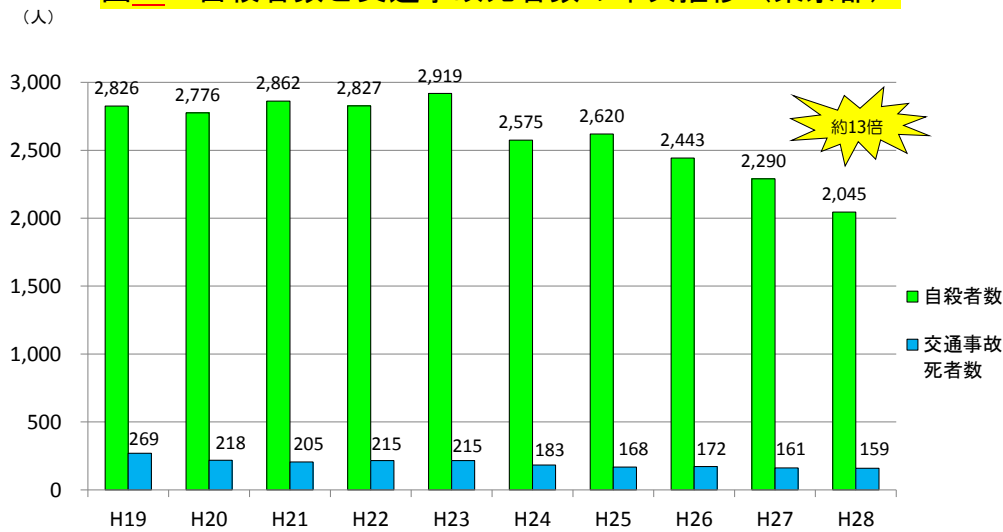
25
26 **図 4-2 都道府県別の自殺死亡率（平成 18 年）**



資料：人口動態統計

- 1 ○ 東京都の自殺者数と交通事故死者数をみると、平成 28 年の交通事故による
 2 死亡者数 159 人に対して、自殺者数は 2,045 人と、約 13 倍にも上って
 3 います。

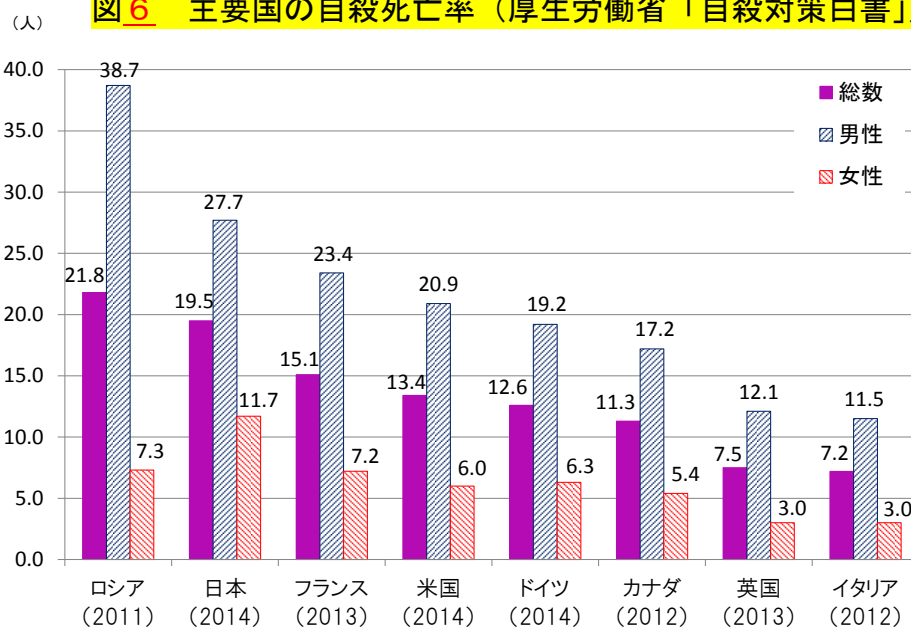
4 **図 5 自殺者数と交通事故死者数の年次推移（東京都）**



17 資料 自殺者数:「人口動態統計」
 18 交通事故者数:「警視庁の統計」

- 19
 20
 21 ○ 世界保健機関（WHO）の統計を基に、厚生労働省が取りまとめた主要国
 22 の自殺死亡率をみると、平成 26 年（2014 年）の日本の自殺死亡率は 19.5
 23 であり、ロシアに次ぎ、2 番目に高い状況です。

24
 25
 26 **図 6 主要国の自殺死亡率（厚生労働省「自殺対策白書」）**

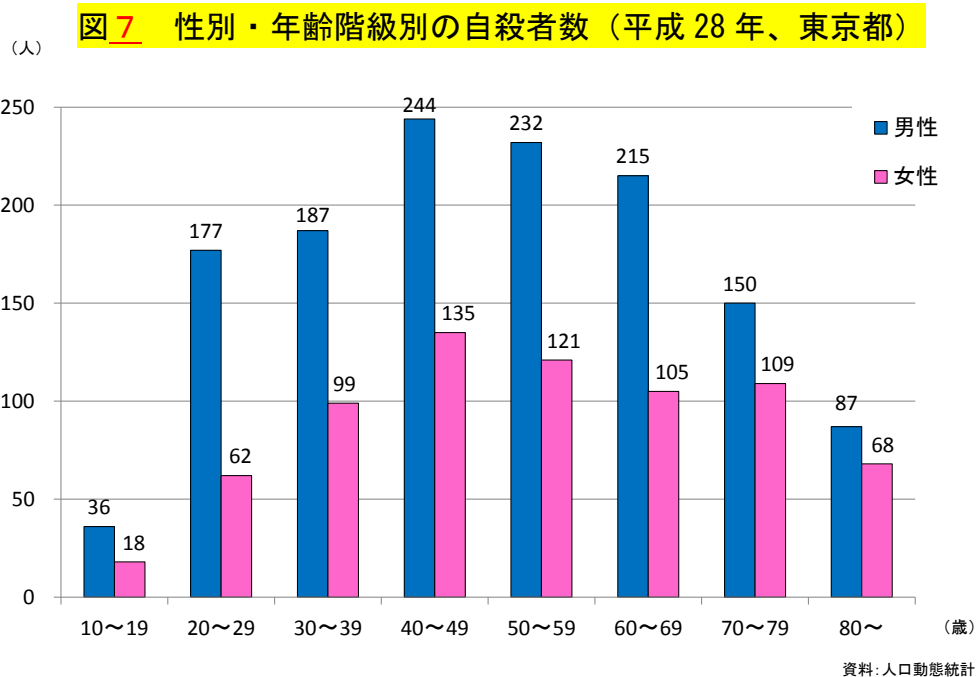


38 資料:厚生労働省「平成29年版自殺対策白書」

1 (2) 性別・年齢別の特徴

2 ○ 男性の自殺者数は、女性の約2倍となっています。

3 年齢階級別の自殺者数では、男性・女性ともに40歳代が最も多く、次いで
4 50歳代が2番目に多くなっています。

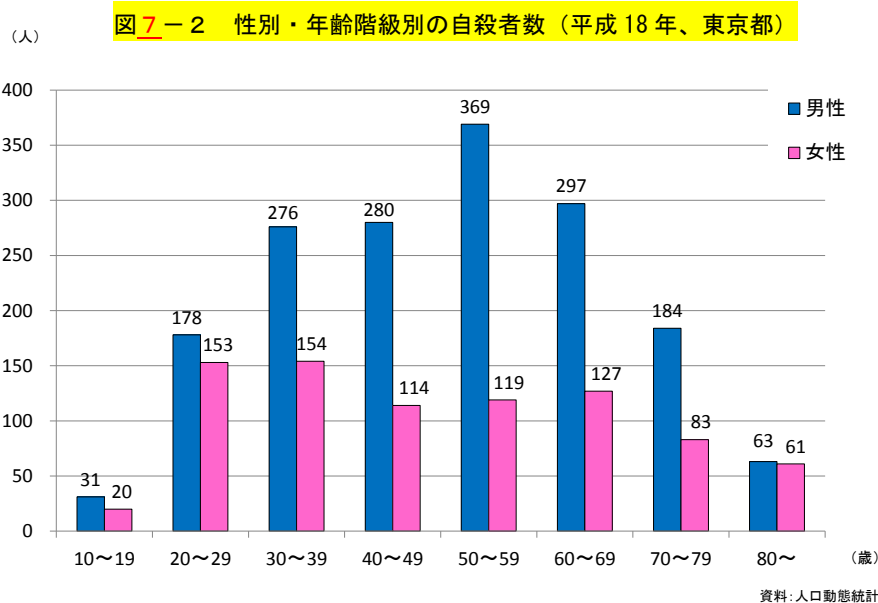


21

22 ○ 平成18年と比較してみると、全体的に減少しているものの、20歳代男性
23 については、ほぼ横ばいです。

24

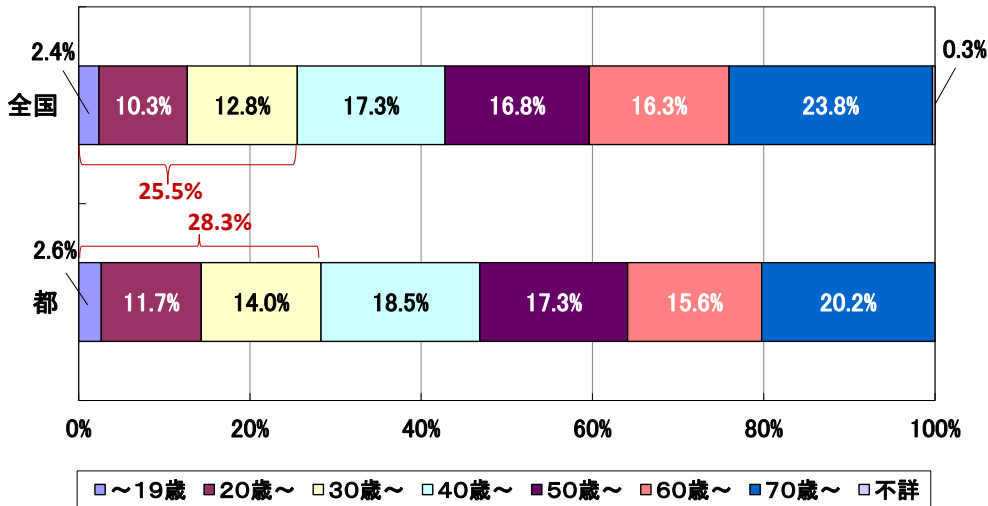
25 参考：10年前（平成18年）



○ 自殺者の年齢構成（全国との比較）

東京都は、全国と比較して、**若年層**が人口に占める割合が高いこともあり、30歳以下の自殺者が全体の約3割を占めています。東京都においては、若い世代の自殺対策の重要性が、より高くなっています。

図8 自殺者の年齢構成（平成28年、全国・東京都）

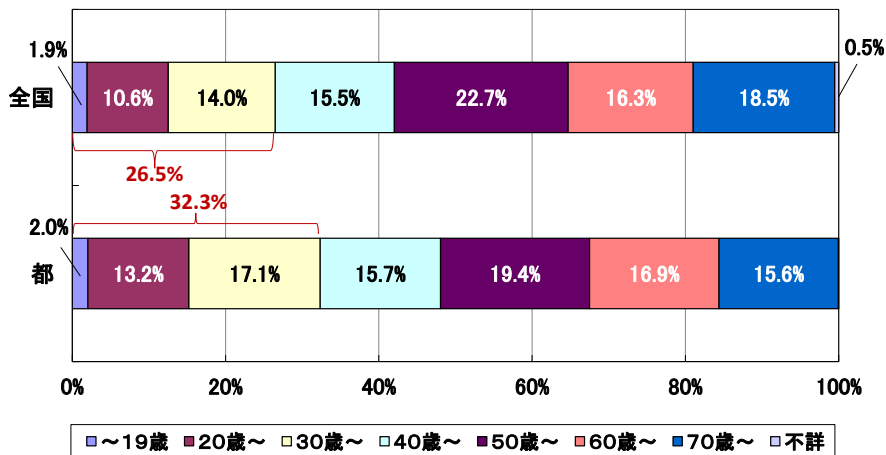


資料：人口動態統計

○ 平成18年と比較してみると、若年層（39歳以下）の割合は、全国で、26.5%から25.5%へ1%減少しているのに対し、東京都では32.3%から28.3%へ4%減少しています。

参考：10年前（平成18年）

図8-2 自殺者の年齢構成（平成18年、全国・東京都）

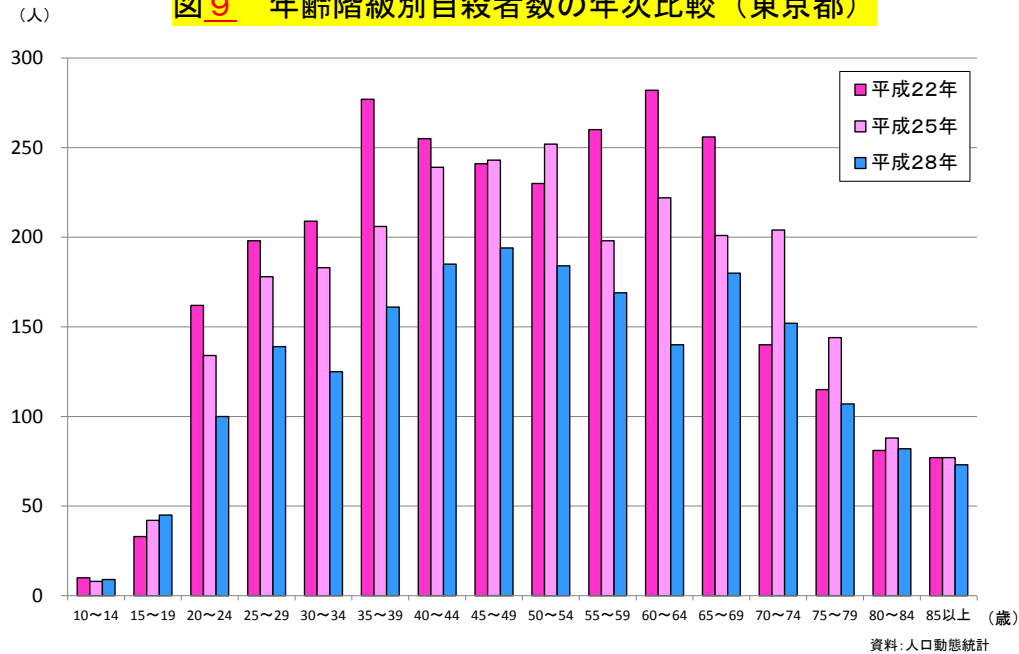


資料：人口動態統計

1 ○ **年齢階級別自殺者数の年次比較**

2 全体的に減少しているものの、15歳から19歳までの自殺者数は、増加傾
 3 向にあります。また、70歳以上の自殺者数は、平成22年の水準と同程度に
 4 とどまっています。

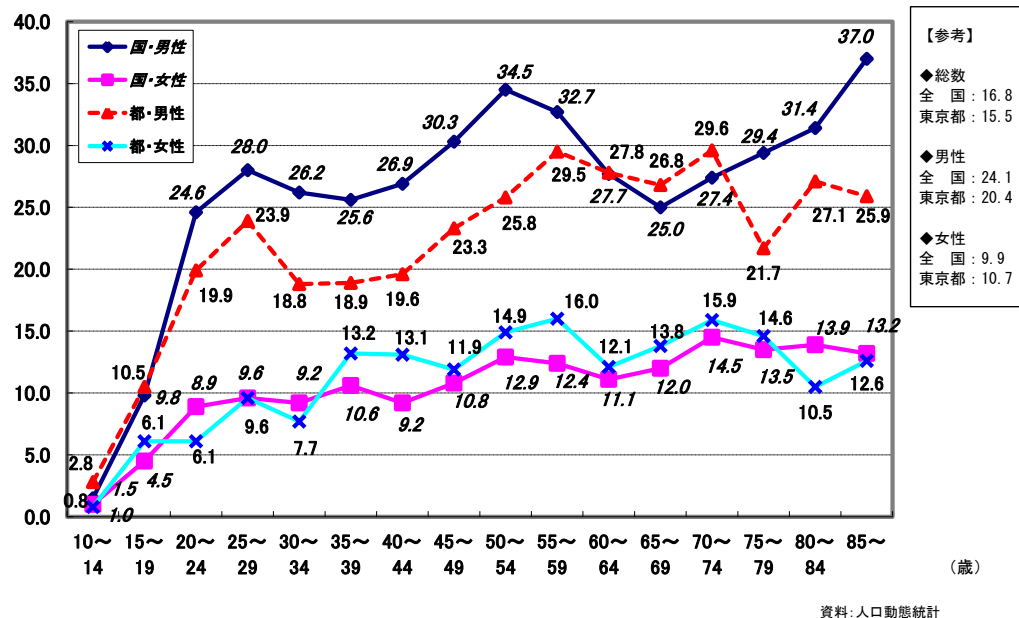
5 **図9 年齢階級別自殺者数の年次比較（東京都）**



21 ○ 平成28年の東京都の**年齢階級別自殺死亡率**を全国と比較すると、男性につ
 22 いては、ほぼ全ての年代で全国平均よりも低くなっています。一方、女性につ
 23 いては、ほぼ全ての年代で全国平均よりも高くなっています。

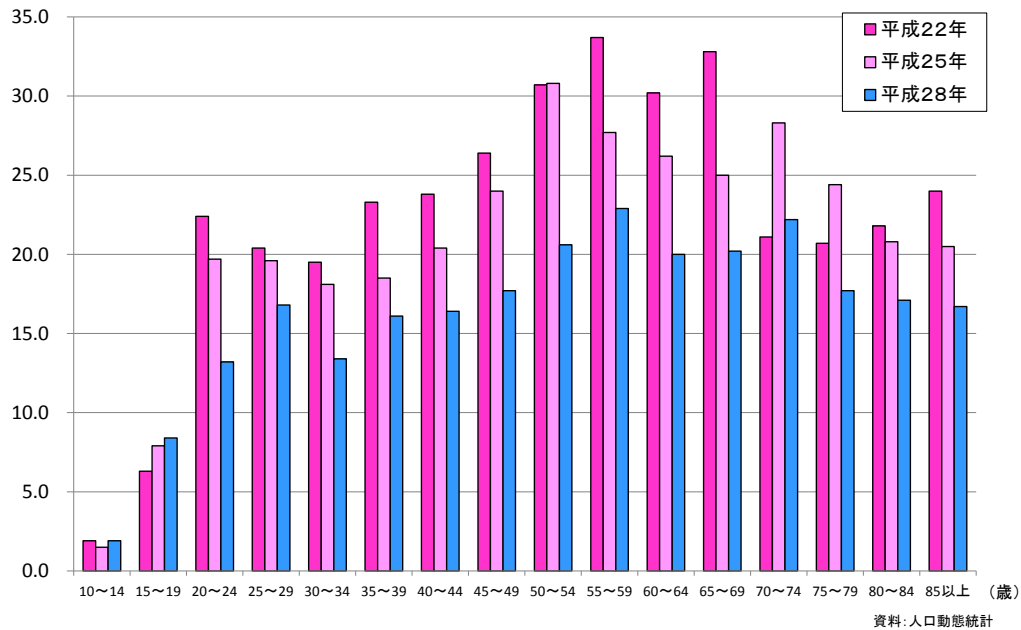
24 ○ **男性では**、70歳代前半が最も高く、次いで、50歳代後半、60歳代前半
 25 が高い状況です。女性は、男性と比較して年代による差は少ないですが、50
 26 歳代後半、70歳代前半がやや高くなっています。

27
28 **図10 年齢階級別自殺死亡率（平成28年、東京都・全国）**



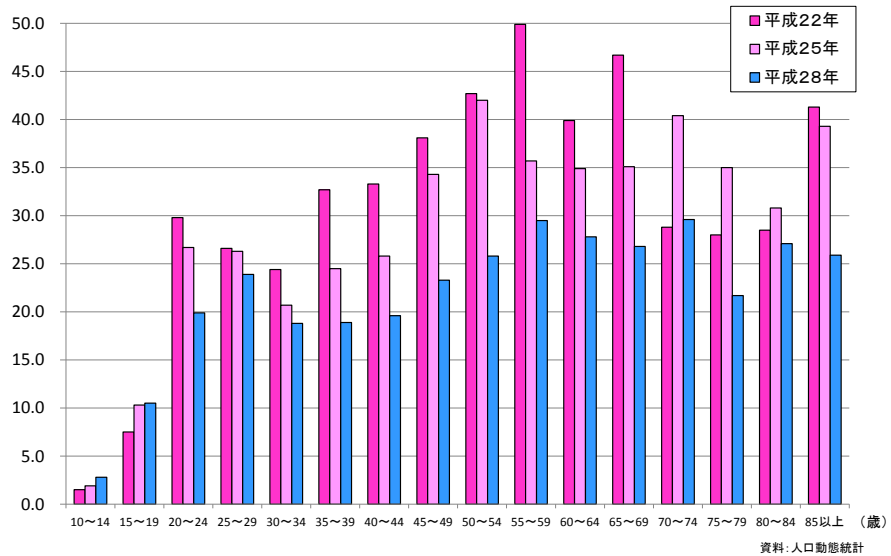
- 50歳代から60歳代までの自殺死亡率は減少傾向にあります、他の年代と比較すると、未だ高い状況です。
- 15歳から19歳までの自殺死亡率は増加傾向にあります。

図 11 年齢階級別自殺死亡率の推移（東京都・総数）



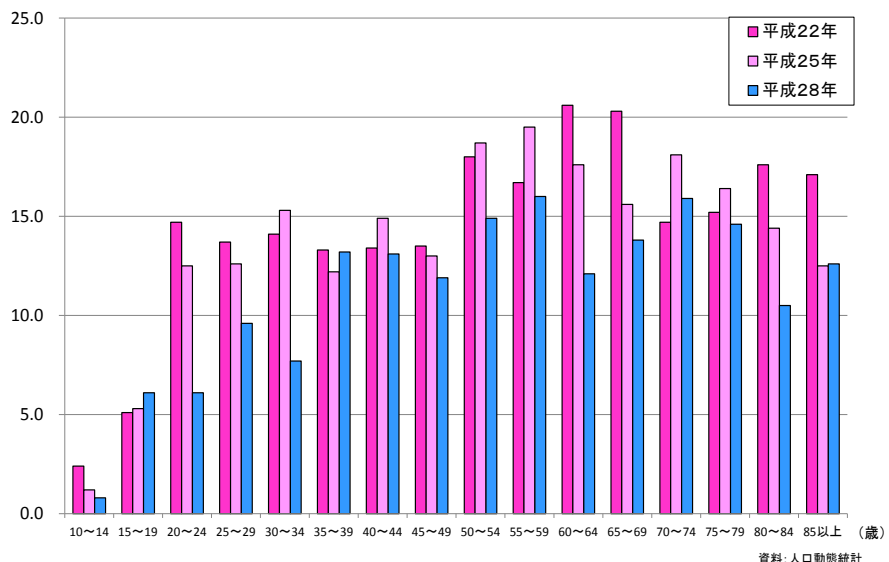
東京都・男性

図 12 年齢階級別自殺死亡率の推移（東京都・男性）



東京都・女性

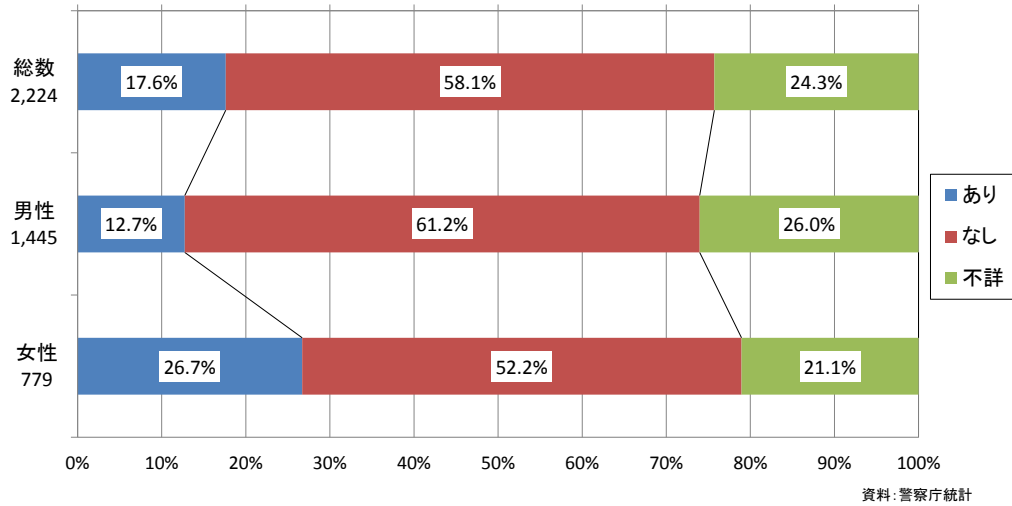
図 13 年齢階級別自殺死亡率の推移（東京都・女性）



1 (3) **自殺者の自殺未遂歴**の状況（自殺未遂歴の有無の男女比較）

2 ○ 男性の既遂者のうち、自殺未遂歴がある者は、全体の約1割です。女性の
3 場合は、自殺未遂歴がある者が約3割で、男女の差が大きくなっています。

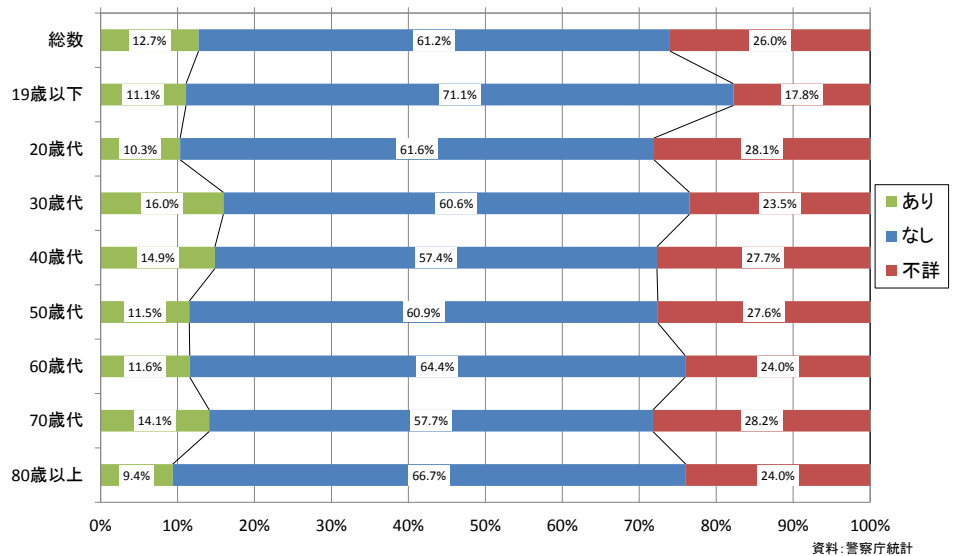
4 **図 14 自殺者の自殺未遂歴の有無**（平成 28 年 東京都）



17 ○ **年齢階級**別で自殺未遂歴の有無をみると、自殺未遂歴がある者は、男性・女
18 性ともに 30 歳代が一番多くなっています。

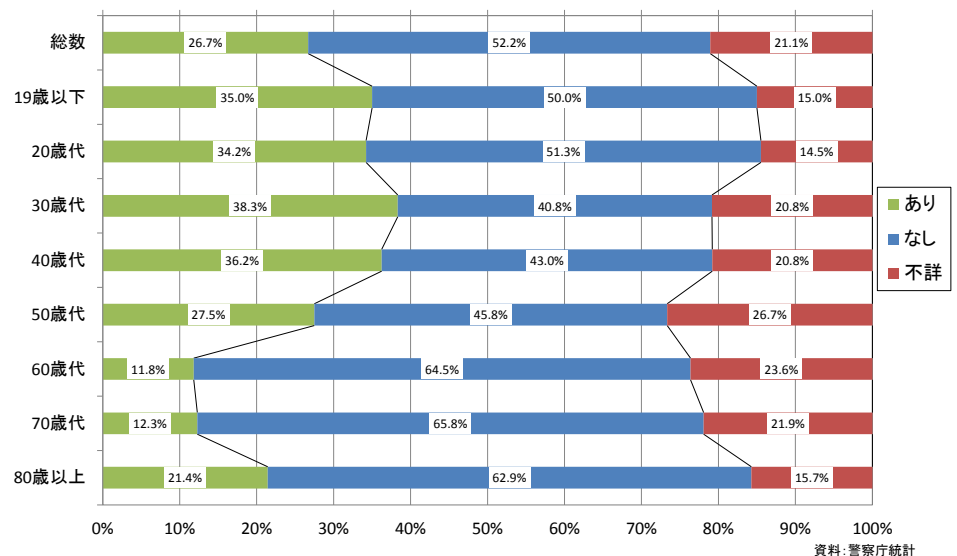
22 **東京都・男性**

24 **図 15 自殺者の自殺未遂歴の有無**
25 (平成 28 年 東京都・男性)



34 **東京都・女性**

36 **図 16 自殺者の自殺未遂歴の有無**
37 (平成 28 年 東京都・女性)



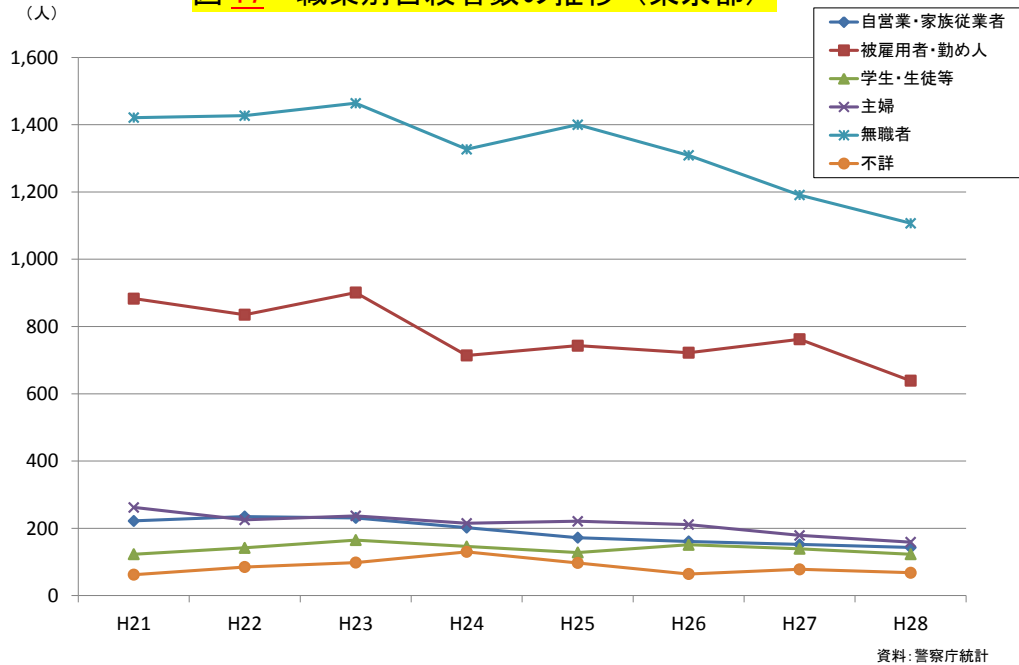
1 (4) 職業別の自殺者数の推移

2 ○ 職業別の自殺者数をみると、「無職者」が一番多く、次いで「被雇用者・勤

3 め人」となっています。全体的に減少傾向にありますが、「学生・生徒等」に

4 ついては横ばいです。

6 図 17 職業別自殺者数の推移（東京都）



23 (5) 自殺の原因・動機

- 24 ○ 警視庁の統計によれば、都内で発生した自殺の原因・動機は、「健康問題」
- 25 が最も多く、次いで、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっています。
- 26 ○ 男性は、女性よりも「経済・生活問題」や「勤務問題」による自殺割合が多
- 27 くなっています。
- 28 ○ 20歳未満では、「学校問題」を原因・動機とする自殺が多い状況です。

30 表 1 自殺の原因・動機の状況（平成 28 年、東京都）

		自殺者数	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
総数		2,224	260	1,000	298	177	94	40	75	770
男性	人数	1,445	134	515	250	155	59	30	50	553
	割合	—	9.3%	35.6%	17.3%	10.7%	4.1%	2.1%	3.5%	53.2%
女性	人数	779	126	485	48	22	35	10	25	217
	割合	—	16.2%	62.3%	6.2%	2.8%	4.5%	1.3%	3.2%	27.9%

1

表2 自殺の原因・動機（性・年齢階級別、平成28年、東京都）

性別 原因・動機	男性								女性						
	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不詳	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
家庭問題	6	9	17	36	21	15	30	0	5	7	26	27	19	19	23
健康問題	8	50	57	81	82	110	127	0	6	37	61	102	83	69	127
経済・生活問題	0	31	30	52	71	45	21	0	0	3	8	11	15	6	5
勤務問題	0	41	22	42	31	16	3	0	0	6	4	5	6	1	0
男女問題	4	22	20	6	3	2	2	0	2	13	11	6	3	0	0
学校問題	14	16	0	0	0	0	0	0	6	3	1	0	0	0	0
その他	4	14	8	7	2	7	8	0	2	6	3	1	4	5	4
不詳	17	70	100	90	92	87	94	3	5	17	43	41	25	37	49

2

3

4

5

6

○ 健康問題では、うつ病等の精神疾患の「病気の悩み・影響」によるものが最も多く、次いで身体の病気の悩みによるものとなっています。

表3 「健康問題」の内訳（平成28年、東京都）

	男性		女性		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
病気の悩み (身体の病気)	164	31.8	107	22.1	271	27.1
病気の悩み・影響 (うつ病)	195	37.9	230	47.4	425	42.5
病気の悩み・影響 (統合失調症)	51	9.9	68	14.0	119	11.9
病気の悩み・影響 (アルコール依存症)	16	3.1	2	0.4	18	1.8
病気の悩み・影響 (薬物乱用)	3	0.6	1	0.2	4	0.4
病気の悩み・影響 (その他の精神疾患)	71	13.8	58	12.0	129	12.9
身体障害の悩み	9	1.7	11	2.3	20	2.0
その他	6	1.2	8	1.6	14	1.4
合計	515		485		1,000	

7

8

9

10

○ なお、「自殺は平均4つの要因（危機因子）が重なって起きている」という調査結果（[「自殺実態白書2008」ライフリンク](#)）もあり、自殺の原因を単純化することはできないと言われています。

1 (6) 地域の状況

2 ○ 区市町村別の自殺者数及び自殺死亡率をみると、居住地別と発見地別で大きな差が生じるなど、それぞれの自治体の特徴に応じた対策が求められます。

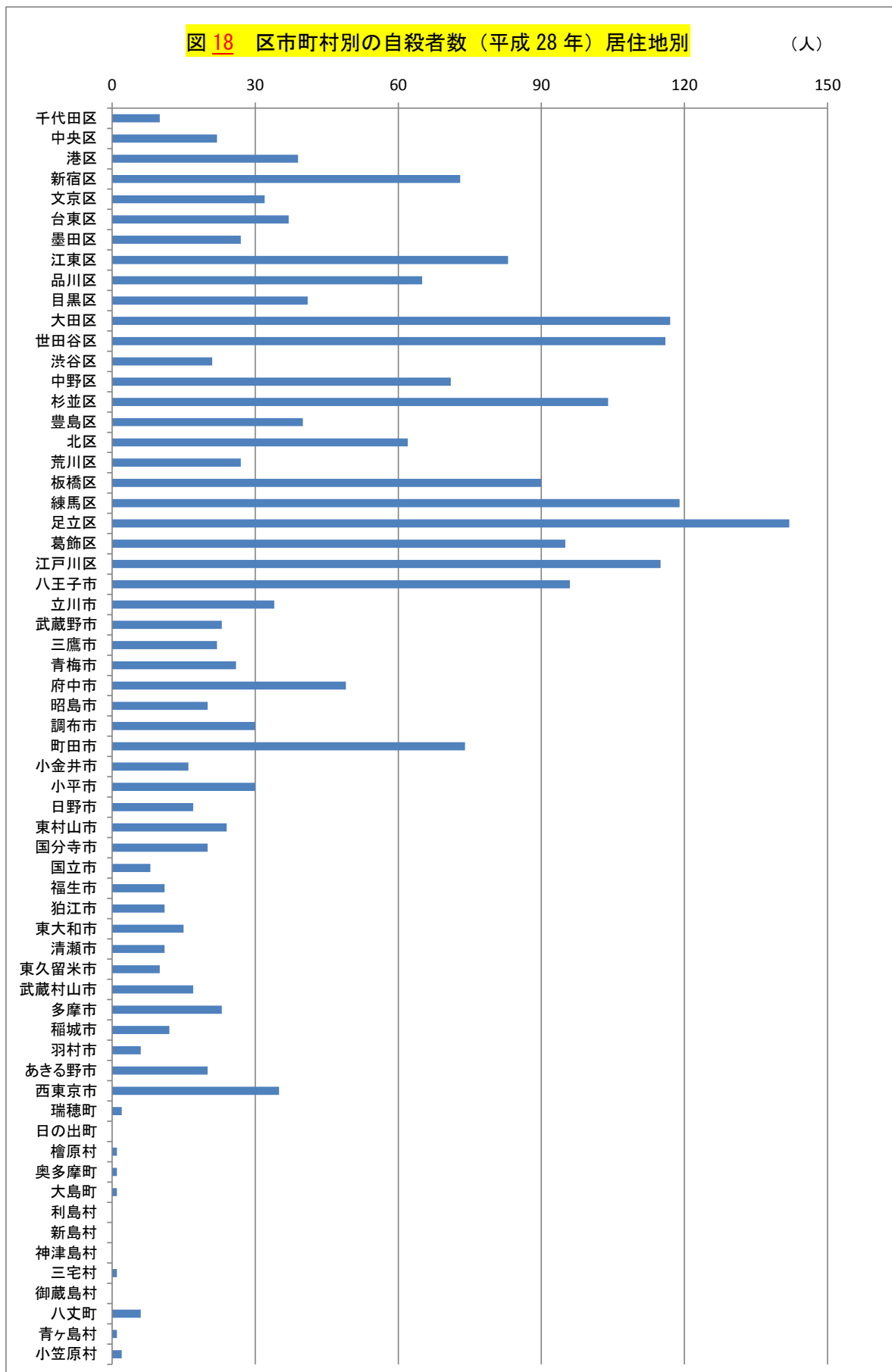
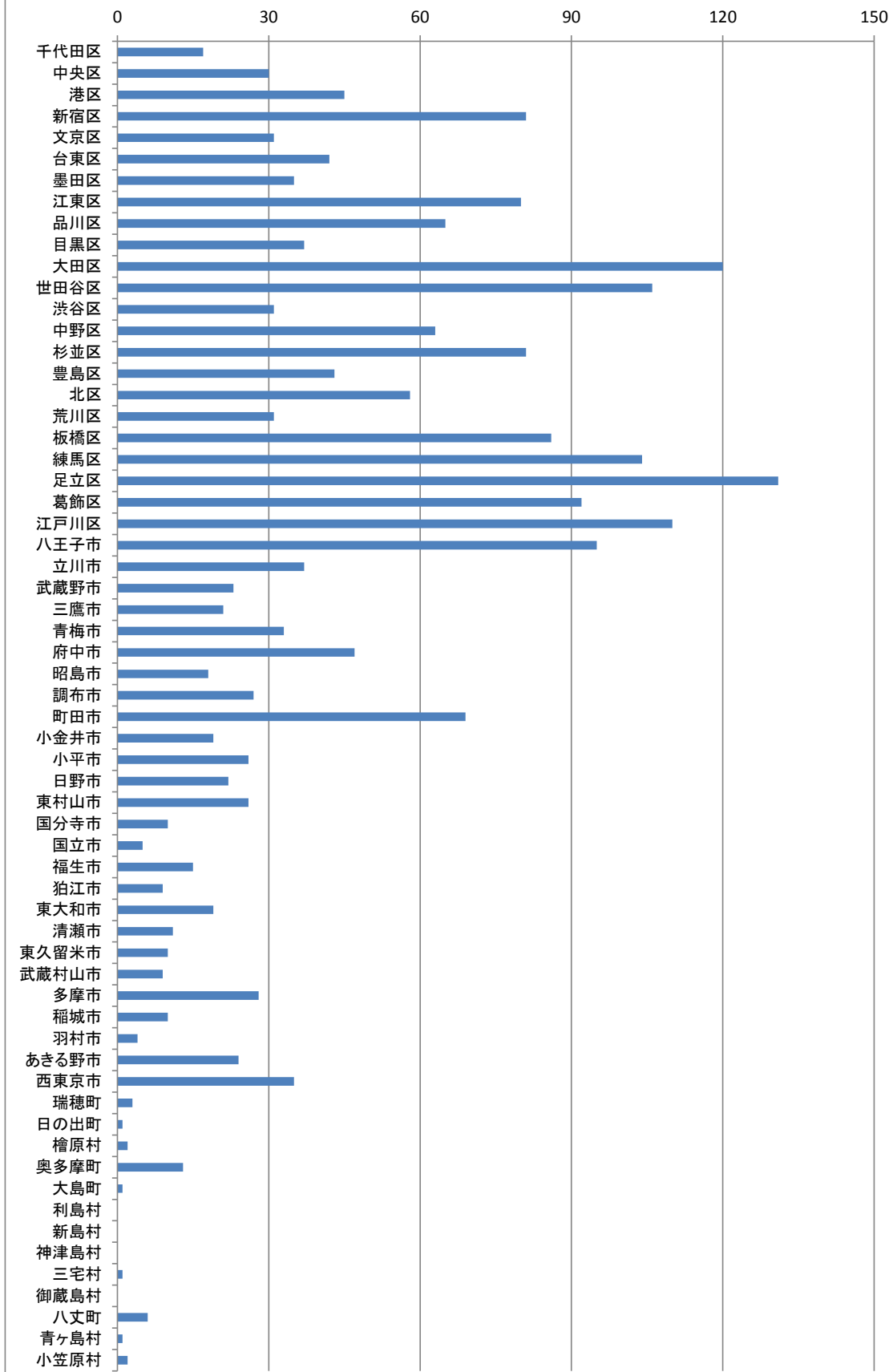


図 18-2 区市町村別の自殺者数（平成 28 年）発見地別

(人)



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

図 19 区市町村別の自殺死亡率（平成 28 年）居住地別

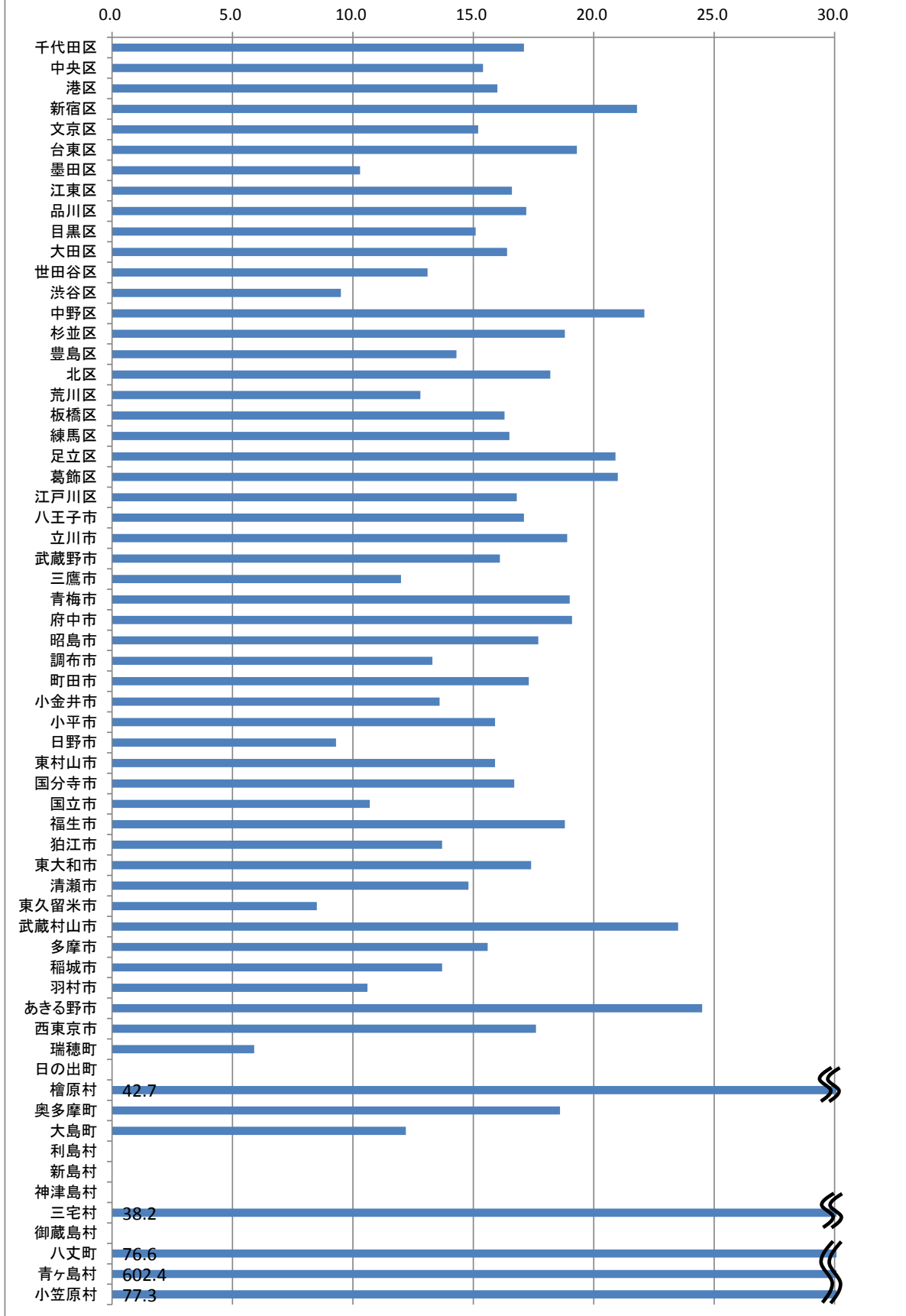
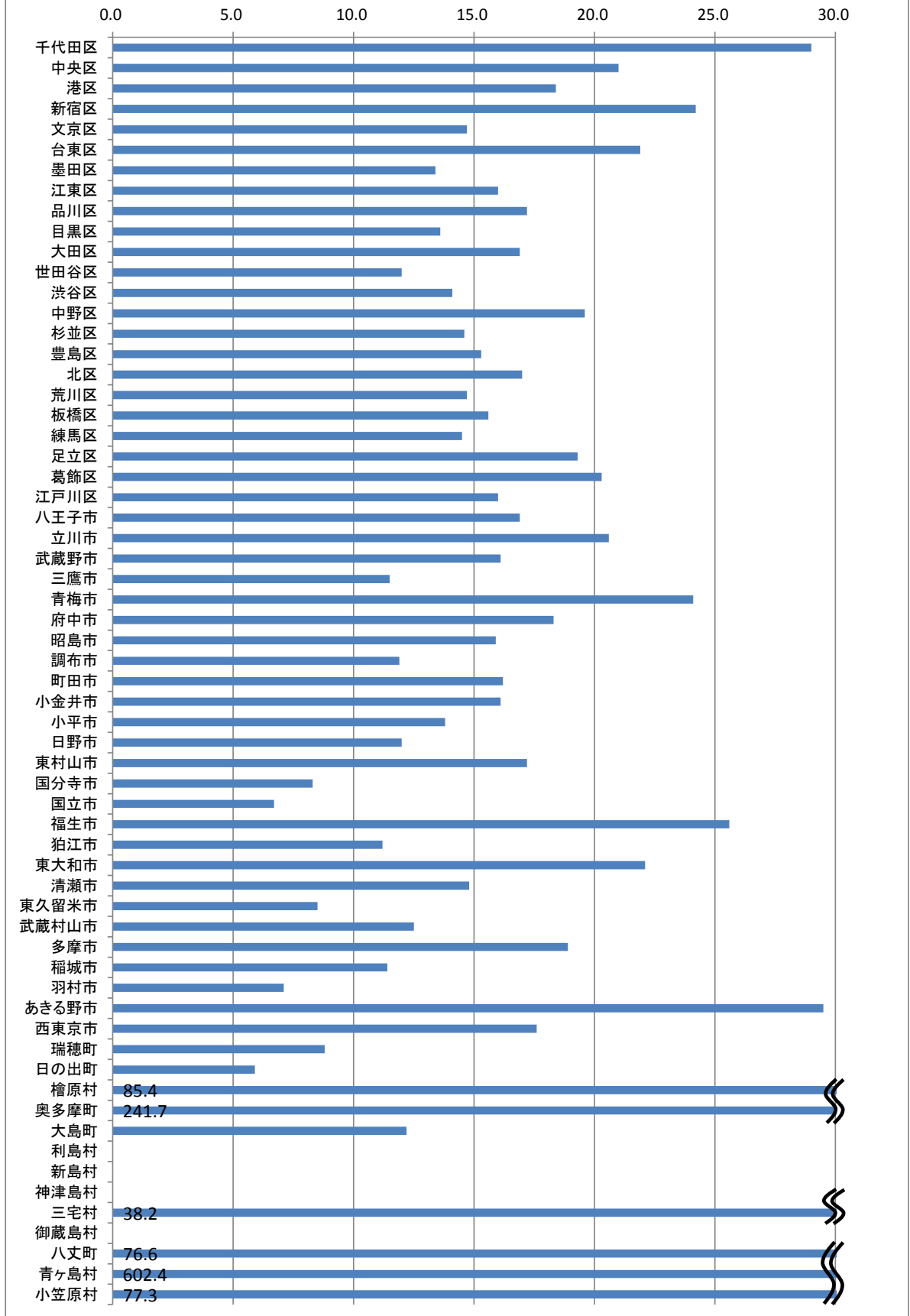


図 19-2 区市町村別の自殺死亡率（平成 28 年）発見地別



2 意識調査結果

自殺対策に関する意識調査（インターネット福祉保健モニターアンケート）

今後の自殺対策の取組を進めていく際の参考とするため、福祉保健モニターに登録している方を対象に、自殺対策に関する意識等についてアンケート調査を実施しました。

【対象モニター数】：451名

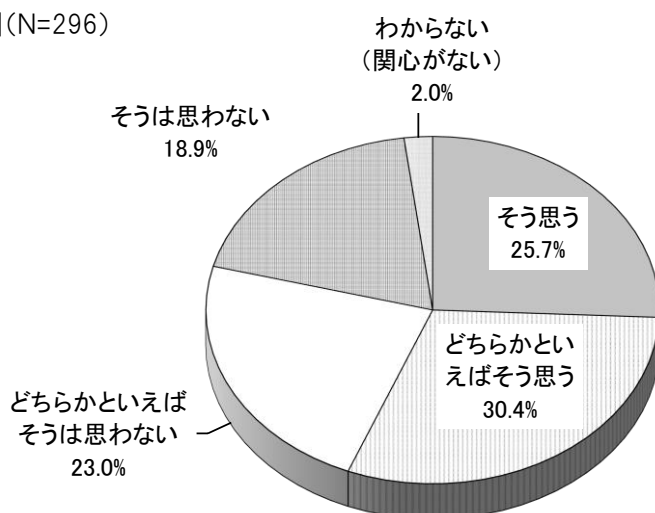
【有効回答数】：296名

【回答率】：65.6%

【方法】：インターネット(モニターがアンケート専用サイトから回答を入力)

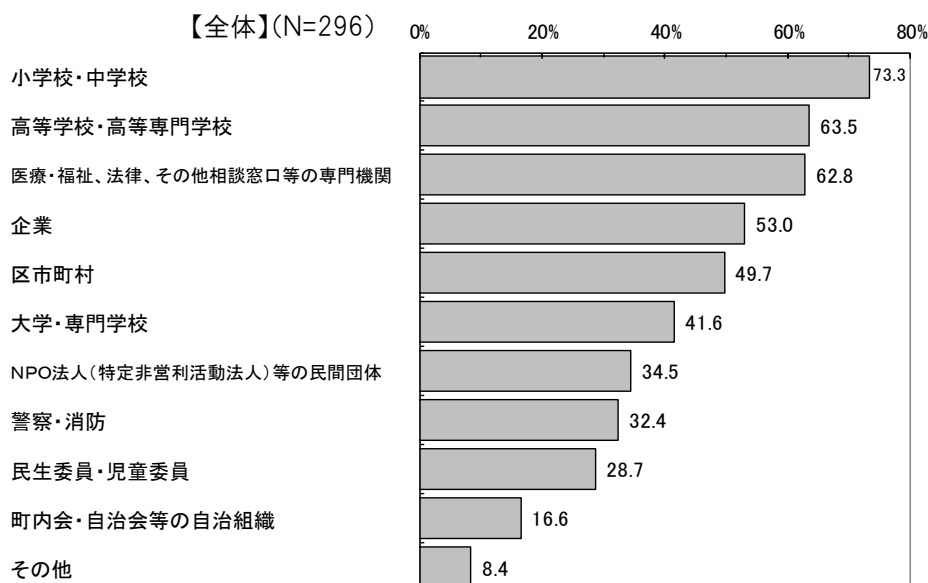
- ◆ 自殺対策が自分自身に関わる事だと思うか聞いたところ、「思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と答えた人は約56%でした。

【全体】(N=296)



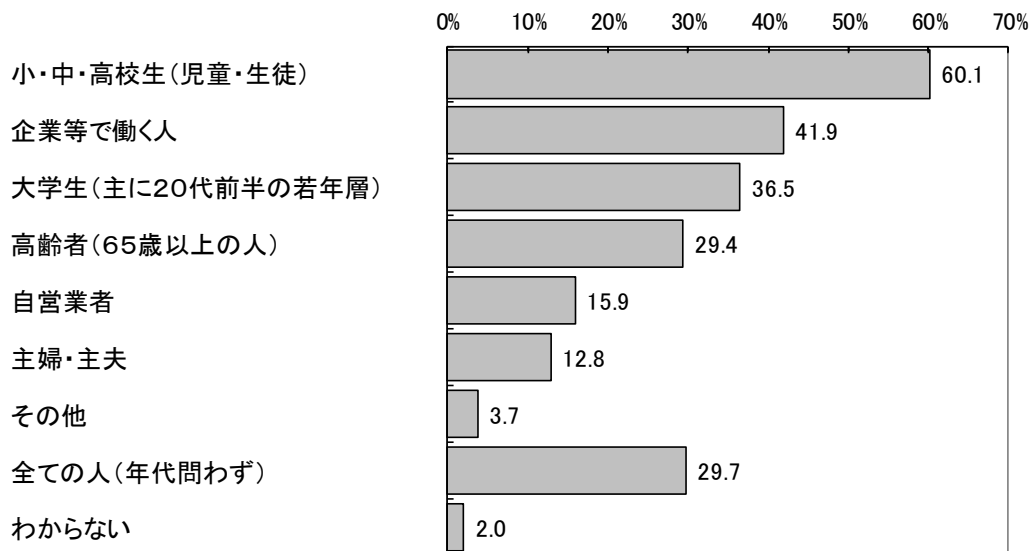
- ◆ 自殺防止対策を推進した方がよいと思う、地域の機関はどこだと考えるか聞いたところ、「小学校・中学校」が約73%、次いで「高等学校・高等専門学校」が約64%、「専門機関」が63%でした。

【全体】(N=296)



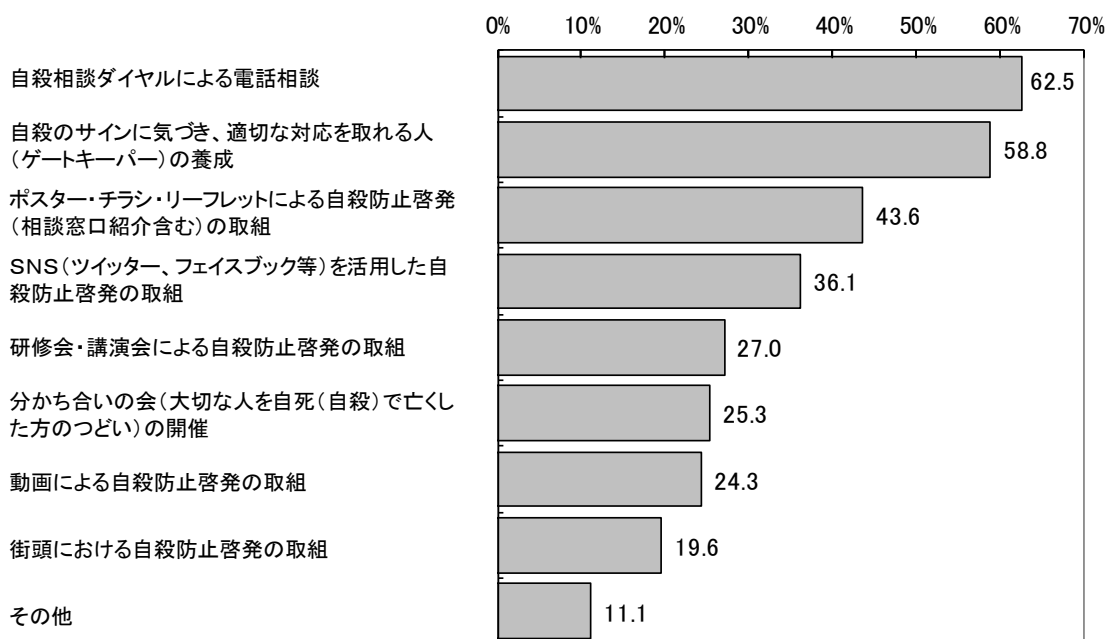
- ◆ 自殺防止対策を推進した方がよいと思う対象（年代等）について聞いたところ、「小・中・高校生（児童・生徒）」が約 60%、次いで「企業等で働く人」が約 42%でした。

【全体】(N=296)



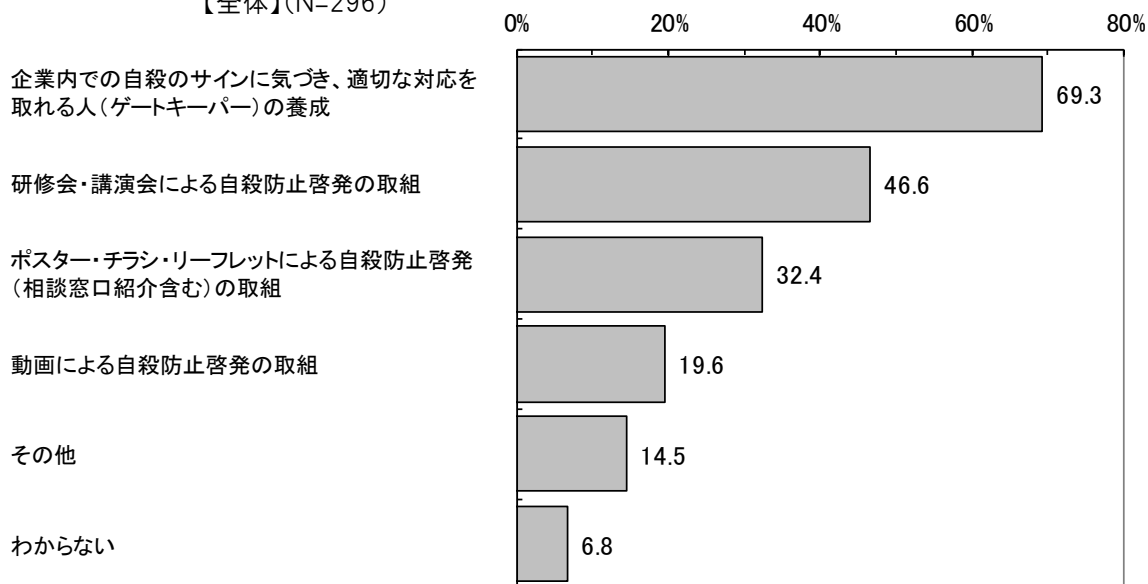
- ◆ 自殺防止対策の取組として効果的だと思うものを聞いたところ、「自殺相談ダイヤルによる電話相談」が約 63%、次いで「自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人（ゲートキーパー）の養成」が約 59%でした。

【全体】(N=296)



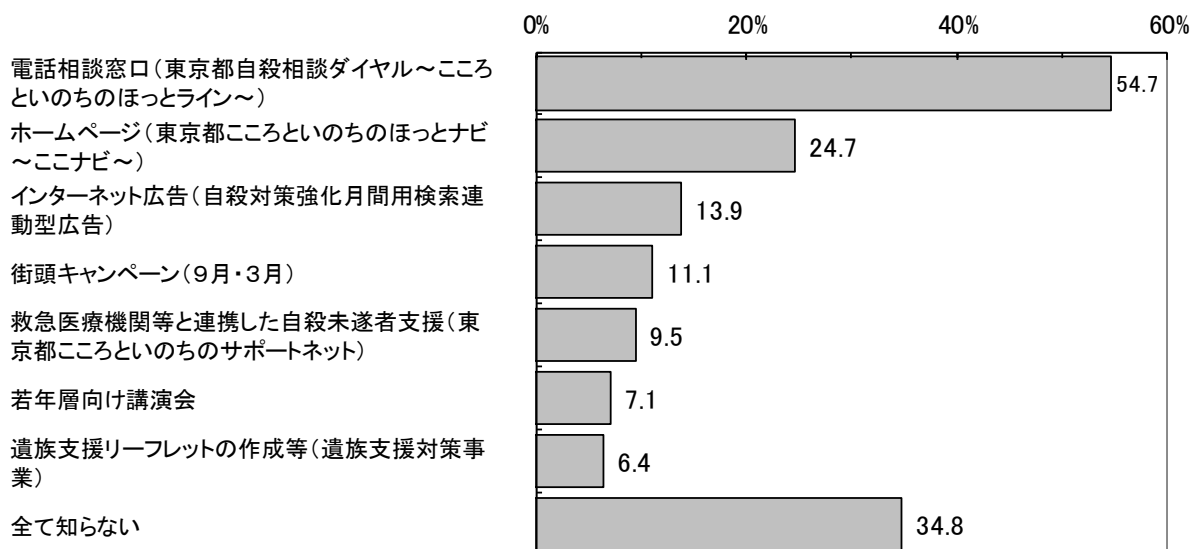
- 1
- 2 ◆ 近年、企業においてメンタルヘルス対策等が進められていますが、職場での自殺
- 3 防止に向けた取組として効果的だと思うものを聞いたところ、「企業内での自殺の
- 4 サインに気づき、適切な対応を取れる人（ゲートキーパー）の養成」が約 69%で
- 5 した。

6 【全体】(N=296)



- 19
- 20
- 21
- 22
- 23 ◆ 東京都の自殺防止対策の取組のうち知っているものを聞いたところ、「電話相談
- 24 窓口（東京都自殺相談ダイヤル～こころいのちのほっとライン～）」が約 55%で
- 25 した。一方、「全て知らない」と回答した人は約 35%いました。

26 【全体】(N=296)



第4章 これまでの取組

都は、「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」に基づき、事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次予防）の各段階ごとに対策を進めてきました。

（1）事前予防（一次予防）

「社会全体で自殺を予防するため、自殺防止のための環境整備や自殺予防のための情報提供・普及啓発」を行っています。

○ 相談窓口に関する情報提供

区市町村、保健所、精神保健福祉センター等を通じて、リーフレット等により各種相談窓口に関する情報を提供しています。

○ 自殺対策強化月間(9・3月)

- ・ 自殺問題の実態や社会的取組の必要性に対する、都民、企業などの理解促進と協力推進のため、「自殺防止！東京キャンペーン」として関係機関と連携した都民運動を展開しています。
- ・ 自殺対策強化月間（9・3月）において、多重債務相談や労働相談、民間の相談機関と連携し、電話相談の時間延長等の取組を行っています。

○ 若年層対策

- ・ 若年層の自殺を未然に防ぐため、学生等を対象に、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした「こころといのちの講演会」（若年層向け講演会）を実施しています。
- ・ 悩み別の相談窓口や自殺対策についての基礎知識等、様々な情報が、パソコンやスマートフォンから簡単に検索できるよう、若年層向けのホームページとして「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～」を開設しています。

（2）危機対応（二次予防）

「自殺の兆しを早期に発見するため、相談・支援の充実による自殺の防止や対象等に応じた取組」を行っています。

○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～

- ・ 自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行っています。

1 ○ ゲートキーパー養成事業

- 2 • 多重債務の相談窓口等の関係機関の職員に対し、ゲートキーパー^(注4)養成研修を実施しています。

4 ○ **児童生徒の自殺防止サポート活動**

- 5 • 児童生徒の自殺防止に寄与するため、都内で営業している事業者と連携し、**コンビニエンスストア**の店舗従業員による「児童生徒の自殺防止サポート活動」を実施しています。

6 <取組内容>

- 7 • 来店した子供への積極的な声掛け
- 8 • 様子の気になる子供の注意深い見守り
- 9 • 子供の安全に関わると判断した場合の警察等への通報

10 (3) 事後対応（三次予防）

11 「自殺企図を二度と繰り返さないため、自殺未遂者や遺族へのケアと支援の充実」に向けた取組を行っています。

12 ○ 自殺未遂者支援に関する人材育成

- 13 • 救急医療機関等のスタッフを対象とした自殺未遂者への対応等に関する研修を実施しています。

14 ○ 自殺未遂者対応地域連携支援事業～こころといのちのサポートネット～

- 15 • 救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療に繋ぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。

16 ○ 遺族への情報提供

- 17 • 区市町村、監察医務院、警視庁等と連携し、当面必要な手続きや相談先などの情報を自死遺族へ提供しています。

18 参考：各種リーフレット



39 注4 ゲートキーパー

40 地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割が期待される人

41

東京都の自殺の現状や意識調査結果及びこれまで取り組んできた対策を踏まえ、地域の実情に応じた取組を推進していきます。

1 東京都における自殺対策の課題

(1) 若年層の自殺割合

- 東京都は、全国と比較して、若年層が人口に占める割合が高いこともあり、30歳代以下の自殺者が全体の約3分の1を占めています。
- 東京都においては、若い世代の自殺対策の重要性が、他道府県に比してより高くなっています。

(2) 企業の集積

- 近年、過重労働をはじめとする勤務問題に起因する自殺が増加傾向にあり、それらへの対策が求められています。
- 都内の企業数は全国の約11.6%を占めており、東京都は、他道府県と比較して企業が集積しています。
- 労働者数が多いことからも、企業におけるメンタルヘルス対策等を推進していく必要があります。

(3) 区市町村ごとの特徴

- 地域（区部・多摩部）によって、自殺の実態・実情が異なり、取組内容も様々です。
- 区市町村の中には、自殺対策に係る関係機関のネットワークを構築できていないところもあるため、地域に根差したネットワークを構築する必要があります。

2 今後の方向性

- 若年層が自殺に追い込まれないようにする
30歳代以下の若年層の自殺者数が全体の約3分の1であること、また、自殺死亡率も増加傾向にあり、特に女性において顕著であることから、この層の自殺死亡率の増加に歯止めをかける対策を講じていきます。
- 働く人の自殺を防ぐ
仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、働く人の自殺を防ぐ取組を行います。
- 50歳代前半から60歳代前半までの男性の自殺を防ぐ

1 依然として50歳代前半から60歳代前半までの男性の自殺死亡率が高く、
2 この層の自殺死亡率低下をねらいとした取組を行います。

3
4 ○ 高齢者の自殺を防ぐ

5 高齢者の自殺死亡率は低下傾向にありますが、高齢者人口が増加する中で、
6 65歳以上の自殺者数は増加傾向にあり、この層の自殺者数の伸びを抑える
7 ことをねらいとした対策を講じていきます。

8
9 ○ 自殺未遂者の再企図を防ぐ

10 既遂者のうち自殺未遂歴がある者は男性は1割、女性は約3割にのぼり、
11 未遂者が再企図を図る可能性が高いことから、再企図を防ぐ取組を行います。

12
13 ○ 自殺念慮者を必要に応じて、精神科医療につなぐ

14 自殺原因で最も多い健康問題のうち、最も多いのは精神疾患によるもので
15 あることから、うつ病等の精神疾患が疑われる者が適切に精神科医療を受け
16 られるための取組を行います。

17
18 ○ 地域の状況に応じた効果的対策を推進する

19 地域によって自殺の実情が異なり、取組に差が生じていることから、地域
20 の実情を踏まえた効果的な対策を推進します。また、地域の自殺対策の事例
21 を収集し、先駆的な取組等を区市町村に情報提供するなど、全都的な自殺対
22 策の推進を図ります。

第6章 東京都における施策

東京都では、大きく3つの施策に分けて、自殺対策の取組を進めます。

◆「基本施策」：国（自殺総合対策推進センター）が全国的に実施されることが望ましいと示している5つの施策

◆「重点施策」：東京都の自殺の現状を踏まえ、特に強化すべき6つの施策

◆「生きる支援関連施策」：東京都における様々な事業のうち、自殺対策に資する関連施策

1 基本施策

(1) 区市町村等への支援強化

地域レベルでの実践的な取組を推進するため、国の自殺総合対策推進センターと連携を図り、自殺対策に関する意見交換を行いながら、東京都地域自殺対策推進センターを運営するとともに、区市町村等に対して以下の支援を行います。

○ 地域自殺対策推進センターからの支援

- 地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行います。
- 地域における関係機関により構成される連絡調整会議や、地域の自殺対策ネットワーク強化に向けた取組に対して必要な支援を行います。
- 区市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談及び財政支援を行います。
- 関係機関において、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修等を実施します。
- 自殺未遂者及び自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について区市町村を支援します。

(2) 関係機関・地域ネットワークの強化

関係機関等が幅広く連携して自殺対策を推進するため「自殺総合対策東京会議」を運営します。

また、相談者を、各種相談内容に応じた専門機関に確実につなぐため、ネットワークの強化に努めます。

○ 「自殺総合対策東京会議」の運営

- 保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体及び行政機関等から構成される「自殺総合対策東京会議」を運営し、自殺対策の取組成果の報告や都計画の進捗管理・評価の検証等を行います。

○ 「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」の充実

- 自殺の背景となる多重債務、失業、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などへの相談に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割・機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携

1 協力体制の強化を図ります。

- 2 • 都民の多様な悩みや問題の解決に向けて、地域できめ細かく相談に対応
3 するため、都全域をカバーするネットワークに加え、身近な行政機関窓口
4 や関係団体等が連携して相談に応じる、地域の相談・支援ネットワークの
5 構築を図り、迅速かつ確かな連携ができるよう、ネットワークの中核機関
6 である支援団体のコーディネート機能を強化します。

8 (3) 自殺対策を支える人材の育成

9 自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向
10 上を図るとともに、幅広い分野において自殺対策教育や研修等を実施します。

11 また、人材育成の取組を行う区市町村や関係機関等を支援していきます。

12 ○ ゲートキーパーの養成

13 ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、地域など、様々
14 な分野等において、身近な人の自殺のサインに気づき、見守りながら相談・
15 支援機関につなぐ役割を担います。

- 16 • ゲートキーパー養成のための指導者を育成し、行政・民間等を問わず、
17 様々な分野においてゲートキーパーとなる人材の養成を強化します。
- 18 • 地域においてゲートキーパーの連携を調整し、包括的な支援の仕組みを
19 構築する役割を担う人材を養成します。

21 ○ 相談窓口職員等を対象とした研修

22 各機関で相談にあたる職員等の対応力を向上させるため、相談窓口職員等
23 に対してゲートキーパー養成研修を実施していきます。また、経済問題や法
24 的の問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についても研修の機会の
25 確保に努めます。

27 ○ 自殺未遂者支援に関する人材育成

28 自殺未遂者への精神的ケアや支援を効果的に行うため、医療機関や地域保
29 健関係機関等の従事者の研修などにより、人材の育成を行います。

31 ○ 遺族支援に関する人材の育成

32 公的機関や民間団体が連携して、遺族等の支援に取り組む公的機関や民間
33 団体の関係者の資質向上のための研修を行います。また、研修や対応マニ
34 ュアルの作成等を通して、直接支援にあたる従事者が困難や悩みを抱え込ま
35 ないための仕組み作りに努めます。

37 (4) 住民への啓発と周知

38 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰も
39 が当事者となり得る重大な問題であること」について、キャンペーン等を通して
40 都民の理解促進を図るとともに、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう

1 情報提供体制を充実させていきます。

2 ア 自殺対策強化月間における普及啓発（「自殺防止！東京キャンペーン」）

3 ○ 都では、9月と3月を自殺対策強化月間としており、この時期に「自
4 殺防止！東京キャンペーン」を実施し、重点的に普及啓発を行っていき
5 ます。

6
7 ○ 普及啓発を行うに当たっては、自殺対策とは「生きるための支援」であ
8 り、包括的に取り組むべき課題であることを広く理解してもらうことを目
9 指します。

10
11 ○ 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する都民の誤解や偏
12 見を取り除き、一人ひとりが身近な人の自殺のサインに気づき、自殺予防
13 に結び付ける行動が取れるようになることを目指した普及啓発活動を行
14 います。

15
16 ○ 悩みや問題を抱える人が、医療機関や相談機関等を利用しやすくなるよ
17 う、相談窓口に関する情報を提供するとともに、関係機関が連携して強化
18 月間中の特別相談を実施するなど、相談体制の拡充を図ります。

19
20 イ 自殺予防に関する情報提供

21 ○ 自殺予防に資する情報を、誰もが容易に入手できるよう、情報提供体制
22 を充実することが必要です。区市町村における関係機関のネットワーク等
23 を通じて自殺予防に関する正しい知識・的確な情報を包括的に提供します。

24
25 ○ 特に、相談窓口については、どの相談支援機関がどのような相談に対応
26 しているかなど、きめ細かな情報提供が必要です。このため、相談・支援
27 を必要としている人が、容易に相談窓口を検索できる仕組みを構築し、周
28 知していきます。

29
30 ○ 情報提供対象者の居住地や職業・勤務実態、年代等を考慮して、イン
31 ターネット・モバイルサイトや広報紙等を活用して、自殺予防に関する情
32 報提供を効果的に行います。

33 ・ ホームページを活用し、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めま
34 す。多くの情報を効率的に提供できるよう、関係機関が相互にリンクを
35 貼るなど、工夫します。

36 ・ パソコン以外にも、携帯電話などのモバイル機器でも閲覧可能な形で
37 の情報提供に努めます。

38 ・ 自殺死亡率が上昇傾向にある若年層に対しては、スマートフォン、携
39 帯電話等（アプリ等を使ったインターネット電話含む。）を積極的に活
40 用して、効果的な情報提供を行います。

- 1 • インターネットを利用しない層への情報提供として、広報紙を活用す
2 るほか、区市町村や各種相談機関の窓口、医療機関などにおいて、来訪
3 する相談者の特性に合わせた情報提供に努めます。

4
5 ウ マスメディアによる都民の理解促進の取組

- 6 ○ マスメディアが持つ都民への普及・啓発の力は大きいため、正しい知識
7 の普及や相談窓口の周知等について、マスメディアの協力を求めます。

- 8
9 ○ 「自殺予防～メディア関係者のための手引き～」の周知

10 自殺に関する情報を正確に伝えることは重要ですが、不適切な報道が行
11 われると、同様の手段による自殺の誘引・多発も懸念されるため、報道に
12 あたっては、こうした点についての配慮を求める必要があります。

- 13 • 自殺に関する報道のあり方については、世界保健機関（WHO）から
14 「自殺予防～メディア関係者のための手引き～」が示されており、その
15 周知に努めます。
16 • 報道各社において、既存の倫理規定の他に、この手引きを参考として
17 自殺報道に関するガイドラインを策定・遵守するなど、適切な報道に努
18 めるよう求めています。

19
20 （５）生きることの促進要因への支援

21 悩みを抱える人への支援、自殺未遂者や遺された人に対する支援を充実させて
22 いきます。

23 ア 相談窓口・支援体制の充実

- 24 ○ 心の悩みや自殺防止に関する相談・支援の充実

- 25 • 心の悩みを抱えたり、自殺念慮のある人やその家族、友人が、必要な
26 時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。
27 • 相談者が利用しやすいように、電話、来所、メールやSNS等、様々
28 な手法による相談体制の構築を図っていきます。

- 29
30 ○ 就労問題、経済問題、生活問題など、様々な悩みに応え、生活の基盤を
31 支えるための各種相談体制の強化を図ります。

- 32
33 ○ 多重債務問題に関する相談・支援の充実

- 34 • 多様な窓口において、多重債務者を早期に発見し、専門機関につなげ
35 られるよう、多重債務問題対策のマニュアルの普及や研修を実施します。

36
37 イ 自殺未遂者の支援体制の強化

- 38 ○ 救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療
39 に繋ぐ相談調整窓口を設置し、自殺未遂者の支援体制を強化していきます。
40 また、自殺未遂者への精神的ケアや支援を効果的に行うため、医療機関

1 や地域保健関係機関等の従事者の研修などにより、人材の育成を行います。

2
3 ウ 自死遺族の集いへの支援

4 ○ 自死遺族（遺児）の集い（分かち合いの会など）は、遺族等が自死の悲
5 嘆を乗り越え回復の道を歩むために重要な役割を果たすという認識のも
6 と、公的機関や民間団体等が連携し、様々な支援を検討・実施します。

7
8 ○ 複数の区市町村の連携による自死遺族の集いの実施など、遺族のニーズ
9 や地域の特性を踏まえた取組を推進します。

10
11
12 **2 重点施策**

13 **（1）広域的な普及啓発**

14 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰も
15 が当事者となり得る重大な問題であること」について都民の理解促進を図ります。

16 また、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声
17 をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていける人材を育成す
18 るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

19 ○ 自殺対策強化月間における普及啓発（「自殺防止！東京キャンペーン」）

- 20 ・ 自殺対策強化月間（9月・3月）に合わせ、自殺対策の普及啓発媒体を
21 作成・配布するとともに、都のホームページや広報紙など様々な広報媒体
22 を活用し、都民に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

23
24 **（2）相談体制の充実**

25 心の悩みを抱えたり、自殺念慮のある人やその家族、友人が、必要な時に適切
26 な相談を受けられるよう、相談窓口を充実させていきます。

27 ○ 相談窓口・支援体制の充実

- 28 ・ 自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に
29 応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支
30 援を行います。

- 31 ・ 相談者が利用しやすいよう、メールやSNS等、様々な手法による相談
32 体制の構築を図っていきます。

33
34 **（3）若年層対策の推進**

35 若年層は40歳未満とされますが、小中高校生や大学生などの学生、20歳代
36 から30歳代の社会人など、状況は異なることから、それぞれのライフステージ
37 に応じた施策を展開していきます。

38 ア 学校における取組

39 ○ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

- 40 ・ 学校において、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ること

1 なく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処
2 方法を身に付けるため、DVD教材等を活用したSOSの出し方に関する
3 教育を実施します。

4
5 ○ 生きる力を育む教育

- 6 ・ 児童・生徒が生きがいを見つけることや命の大切さなどを自ら考え、
7 心の健康に関するセルフケアができるよう、指導内容を充実させます。
8 また、区市町村や保健所は、青少年対策等に取り組む民間団体と連携し
9 た効果的な指導を行います。
- 10 ・ 児童・生徒が人との関わりを通じた自己有用感を高めるための指導内
11 容を充実させます。また、その取組に当たっては、地域の関係団体と連
12 携して進めます。

13
14 ○ 心と体の健康づくり

- 15 ・ 児童・生徒が、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊か
16 に健やかに成長するよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、心と体の
17 健康づくりを推進します。

18
19 ○ 児童・生徒への相談の充実

- 20 ・ 悩みをもつ児童・生徒が身近なところで相談できるよう、スクールカ
21 ウンセラーの活用などにより相談体制の充実を図ります。
- 22 ・ スマートフォン用アプリ及びホームページにより、児童・生徒がいじ
23 めについて相談機関へ気軽に相談できるようにするとともに、SNSに
24 よるトラブル等に対して適切な対応ができるよう支援します。

25
26 ○ 教職員に対する理解促進

- 27 ・ 児童・生徒の自殺を予防するために、「SOSの出し方に関する教育
28 を推進するための指導資料」を活用して研修を行うなど、自殺予防の取
29 組を推進します。

30
31 ○ リーダーシップの形成

- 32 ・ 児童・生徒の自殺を予防するために、自殺予防に関する理解促進や、
33 若者の自殺予防に関する専門家による講演等を通して、各校長のリーダ
34 ーシップによる学校の組織的な取組の徹底を図っていきます。

35
36 イ 大学等と連携した取組

37 ○ 若年層向け講演会の実施

- 38 ・ 大学等と連携し、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対
39 応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を企画・
40 運営していきます。

1
2 ウ 企業における取組

3 ○ 企業経営者等に対する理解促進

- 4 ・ 20歳代から30歳代の社会人に向けた自殺対策の一環として、企業
5 の経営者や人事担当者等に対する講演会等を通じ、職場全体で自殺対策
6 に取り組む必要性等の理解促進に向けた働きかけを行っていきます。

7
8 エ SNSを活用した取組

9 ○ SNS自殺相談

- 10 ・ 若年層に対する自殺防止対策を強化するため、SNSを活用した自殺
11 相談を実施します。

12
13 **(4) 職場における自殺対策の推進**

14 東京都は、他道府県と比較して企業が集積しており、労働者が多いため、職域
15 における自殺対策の取組を推進していきます。

16 ○ メンタルヘルス対策の推進

- 17 ・ 職場におけるメンタルヘルス対策(心の健康づくり)を推進するため、
18 実践的な内容の講座を労働者向け、使用者向けにそれぞれ特化してきめ細
19 かく実施します。
20 ・ 各事業者のメンタルヘルス対策に関する意識啓発を進めるとともに、産
21 業保健総合支援センター^(注5)事業等を周知するなど、事業者への支援を行
22 います。

23
24 ○ ライフ・ワーク・バランスの推進

- 25 ・ 過重労働による心身への負担を軽減するために、企業や都民の多様な二
26 ーズに対応した総合展の開催や都民が広く目にする媒体を活用した普及
27 周知活動を行うなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組を行
28 います。

29
30 ○ ハラスメントの防止

- 31 ・ 職場のパワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び妊娠・出産等
32 に関するハラスメントなど、ハラスメント防止に向けたセミナーを開催す
33 るとともに、相談を受け付けていきます。

34
35 ○ 企業経営者等に対する理解促進

- 36 ・ 職場全体で自殺対策に取り組む必要性等について、企業の経営者や人事
37 担当者等に対して講演会等を通じて、理解促進に向けた働きかけを行って
38 いきます。
39 ・ 各職場のゲートキーパー等が発見したケースについて、職場の人事担当
40 者を通じ事業者が把握し、産業医、保健師等の産業保健スタッフ、人事担

1 当者、精神科医等が連携を図りながら支援する取組を促進させます。

3 (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

4 自殺未遂者は再企図を行う可能性が高いことから、救急医療部門に搬送された
5 自殺未遂者に退院後も含めて継続的に適切に介入するなど、自殺未遂者の再度の
6 自殺企図を防ぐための対策を推進します。

7 ○ 自殺未遂者の支援体制の強化

- 8 ・ 救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療に
9 繋ぐ相談調整窓口を設置し、自殺未遂者の支援体制を強化していきます。

10 また、自殺未遂者への精神的ケアや支援を効果的に行うため、医療機関
11 や地域保健関係機関等の従事者の研修などにより、人材の育成を行います。

13 (6) 遺された人への支援の充実

14 基本法では、自殺の防止を図るとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図る
15 ことが掲げられています。自殺により遺された人などに対する迅速な支援を行う
16 とともに、都内どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができる
17 よう情報提供を推進します。

18 ○ 遺族等への必要な情報の提供

- 19 ・ 遺族等の悲嘆の状況によって、個別又は集団支援を受けられるようにす
20 るとともに、必要な時期・ニーズに応じた支援を受けられるように、リー
21 フレットなど、様々な媒体により情報提供を行います。

23 ○ 自死遺族の集いへの支援

- 24 ・ 自死遺族（遺児）の集い（分かち合いの会など）は、遺族等が自死の悲
25 嘆を乗り越え回復の道を歩むために重要な役割を果たすという認識のも
26 と、公的機関や民間団体等が連携し、様々な支援を検討・実施します。

37 注5 産業保健総合支援センター

38 産業保健総合支援センターは、メンタルヘルスの専門的な窓口相談を行うほか、職場を訪問
39 して、メンタルヘルスケア対策への助言や職場復帰支援を含むメンタルヘルス対策の情報提供、
40 相談機関の利用促進などを行う。

3 生きる支援関連施策

(1) 自殺防止のための環境整備

ア 自殺を防ぐ環境整備

○ ホームドアの設置により、自殺を抑止する効果も期待できることから、都営地下鉄におけるホームドア整備を進めます。また、民間鉄道各社においても設置が進むよう求めていきます。

○ 著しく自殺を誘発する図書類を含め、青少年の健全な育成を阻害する図書類を指定し、青少年への販売、頒布、観覧を制限していきます。

○ 子供たちがインターネットや携帯電話等を利用するに当たり、自殺を誘発する等のおそれがある有害な情報から守るために、フィルタリングサービスの利用促進や、メディアとの正しいつきあい方を保護者に伝える講座の開催などの取組を行います。

○ インターネット・携帯電話等の悪影響や過度なめり込みから青少年を守るため、各家庭での利用に係るルール作りを支援します。

○ 大規模災害等の緊急時、被災地においてこころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、精神科医療及び精神保健活動への支援体制を整備し、災害支援体制の強化を図ります。

イ 危機情報の迅速な伝達・対応の仕組みの整備

○ 特定の手段を用いた自殺や、特定の地域で多発する自殺の状況を把握した機関から収集した情報を、迅速に関係機関に伝達することにより、関係機関が連携して対策を講じる体制を整備します。

○ 特に、監察医務院においては、特別区内のすべての異状死体の検案・死因の特定を行っており、特別区内で発生した自殺が疑われる死亡者の検案時に、特定の手段による自殺が多発するなどの状況を、いち早く察知することが可能です。このことから、監察医務院が把握した情報を関係機関により円滑に伝達するための仕組みを構築します。

○ 緊急性を要するインターネット上の自殺予告等について、各種調査活動により投稿者を割り出し、対象者の安否確認活動を行います。また、遺書、平素の言動や、その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について、保護者等から行方不明者届出を受理した場合、それぞれの態様に応じた発見活動を行います。

1 (2) 自殺防止に向けた各機関の設置

2 ア 相談機関・相談窓口の充実

- 3 ○ インターネットや携帯電話等に関する各種トラブルについて、悩みを抱
4 える青少年や保護者、学校関係者などが、気軽に相談できる総合的な窓口
5 を運営します。
- 6
- 7 ○ 若者やその家族を対象として電話やメール、来所による相談を実施し、
8 幅広い分野にまたがる若者の問題の相談を受け付け、確実な見立てを行い
9 適切な支援につなぐことで、若者の自立を後押しします。
- 10
- 11 ○ ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人などからのメール・電話によ
12 る相談に応じるとともに、訪問相談を実施し、ひきこもりから脱する方法
13 や支援機関の紹介などを行います。
- 14
- 15 ○ いじめ問題の解決を図るため、児童・生徒や保護者等を対象に、24 時
16 間の無料電話相談を実施します。
- 17
- 18 ○ スマートフォン用アプリ及びホームページにより、児童・生徒がいじめ
19 について相談機関へ気軽に相談できるようにするとともに、SNSによる
20 トラブル等に対して適切な対応ができるよう支援します。
- 21
- 22 ○ 地域を問わず、子育てについて電話で相談できるよう、専門スタッフに
23 よる電話相談を実施します。
- 24
- 25 ○ 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の同伴
26 する児童に対し、生活各般の相談や援助を行うとともに、配偶者からの暴
27 力（DV）やストーカー被害に悩んでいる人に対する支援を行います。
- 28
- 29 ○ 生活再生への意欲があるにも関わらず、多重債務で生活困難な状況にあ
30 る者に対し、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付け
31 ることにより、多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援します。
- 32
- 33 ○ 消費生活に関する相談窓口を開設し、法律専門家等に相談者を確実につ
34 なが多重債務相談「東京モデル」を実施するとともに、法律関係機関等と
35 連携し、特別電話相談「多重債務 110 番」を実施します。
- 36
- 37 ○ 配偶者からの暴力被害相談や、結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害
38 など、各種悩みに応じた相談を実施します。
- 39
- 40 ○ 子供の行動やこころの発達の問題に関して、本人や家族、教員からの相

1 談に応じ、問題の早期発見、早期治療を図ります。

2
3 ○ 相談体制が十分でない夜間に専門職による電話相談を実施し、精神的な
4 悩みに対応します。

5
6 ○ 長時間労働、メンタルヘルス関係、ハラスメント関係を含め、電話相談
7 や来所相談等により、労働問題に関する相談を幅広く受け付けます。

8
9 ○ 犯罪被害者等の支援に精通した相談員が、犯罪被害者等の置かれている
10 状況に応じて必要な情報の提供や支援策を提示し、関係部署と調整を行う
11 とともに、警察や裁判所、行政機関などへの付き添い、精神科医等による
12 カウンセリング等を実施します。

13
14 ○ 性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によっ
15 て自殺念慮を抱えることもあることから、リーフレット等による理解促進
16 や、性的マイノリティに関する相談を受け付けます。

17
18 イ 各種支援機関の設置・強化

19 ○ 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不
20 安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンター
21 (TOKYO チャレンジネット)を設置し、生活支援、居住支援を行います。

22
23 ○ 都内町村部において、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するこ
24 とで、生活困窮者等に対する支援を行います。

25
26 (3) 自殺防止に向けた研修等

27 ○ 職場におけるメンタルヘルス対策(心の健康づくり)を推進するため、
28 実践的な内容の講座を労働者向け、使用者向けにそれぞれ特化してきめ細か
29 く実施します。

30
31 ○ 企業の労務担当者や労働者などを対象に、長時間労働、メンタルヘルス、
32 ハラスメント防止に関するセミナーを行います。

33
34 ○ 各種相談窓口等の職員に対し、多重債務問題の現状、国及び都の取組状況
35 を周知し、多重債務問題への取組を推進するとともに、多重債務者の発見・
36 掘り起しの指導や専門の相談機関、関係機関の紹介を行い、一人でも多くの
37 多重債務者の救済・支援につなげていきます。

38
39 ○ 都立病院において、関係機関や一般都民を対象に精神疾患に関するセミナ
40 ーを開催します。また、自殺予防対策に関する院内研修・勉強会を実施し、

1 救急医療と精神科医療の適切な連携、精神科医療の充実など、総合的な自殺
2 予防対策を講じます。

- 3
4 ○ 精神保健福祉に携わる関係機関職員を対象とした精神保健福祉研修を
5 実施します。

7 (4) 地域における自殺対策の取組

- 8 ○ 都民等が家族の心身の不調に気づき、早期に医療機関の受診を促すなど、
9 適切な対応を行えるよう、都民等を対象としたうつ病などの精神疾患に関す
10 る学習会等を開催します。

- 11
12 ○ 地域活動を行う個人や団体等が、気づきや見守りの体制作り、人との関わ
13 りの場作りに取り組むなど、地域の福祉ネットワーク作りに向けた取組を推
14 進します。

- 15
16 ○ 高齢者の地域見守り支援のネットワークを活用して、高齢者等の異変に早
17 期に気づき、地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口に「つなぐ（相
18 談・連絡する）」役割を担う人材を育成・確保するため、地域住民を対象と
19 した研修を実施する区市町村を支援します。

- 20
21 ○ 地域で高齢者等の住民に直接接する機会の多い地域包括支援センター職
22 員やケアマネジャーなどに対して、自殺予防への取組や高齢者のうつ病等に
23 関する内容を盛り込んだ研修を実施すること等により、高齢者のうつ病等の
24 早期発見・早期対応など、支援の充実を図ります。

- 25
26 ○ 産後うつ予防等の観点から、出産後間もない産婦への健康診査を行う区市
27 町村を支援するとともに、産後うつ等のリスクを有する家庭など、子育て中
28 の要支援家庭を発見し医療機関につなげるなど早期対応・支援システムを充
29 実させます。

- 30
31 ○ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な
32 保護・支援を図るため、児童相談所や区市町村による相談支援、一時保護
33 等の体制を強化するとともに、社会的擁護の充実を図ります。

- 34
35 ○ 子供やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に
36 対する学習支援や生活支援、保護者等に対する相談支援など、包括的に支援
37 します。

1 (5) 適切な精神科医療の受診確保

- 2 ○ 内科医等のかかりつけ医と精神科医との連携の強化
- 3 ・ 医療機関間の患者紹介等を円滑に進めるため、医療機関リストや標準的
- 4 な紹介状様式を作成するなどの取組を進めます。
- 5 ・ 医療機関受診者が必要に応じて各種の相談・支援機関に相談できるよう、
- 6 医療機関へその利用方法等について情報提供を行います。
- 7 ・ 入院患者に対して身体疾患に合併した精神症状を伴う場合などについて
- 8 心理的ケアを実施します。
- 9 ・ 自殺未遂等により身体疾患で救急患者として搬送されてきた患者に対し
- 10 て、各診療科医師と精神科医師が連携をとり、精神症状を併発している患
- 11 者に対応します。

14 4 自殺の実態把握

15 自殺対策を効果的に推進するためには、自殺の実態をできる限り正確に把握する

16 必要があります。そのため、様々な資料を活用し、地区別、性・年代別、職業別な

17 どの自殺の現状、背景等を分析した上で、地域特性を踏まえた自殺対策を進めてい

18 きます。

19 ・ 人口動態統計

20 国、都道府県レベルの自殺者数や自殺死亡率の推移などの動向を把握し、

21 重点的な対策立案の参考にするるとともに、区市町村別の自殺者数、自殺死亡

22 率等を分析します。

23 ・ 警視庁・警察庁自殺統計

24 警視庁・警察庁で把握した自殺統計について、原因・動機、手段等を分析

25 して地域の自殺の発生状況を把握します。

26 ・ 監察医務院検案データ

27 自殺に関する検案件数の速報値報告により、自殺の発生状況を迅速に把握

28 し、動向を踏まえた対策を立案します。また、自殺の背景等を自殺者の住所

29 別に分析します。

30 ・ 自殺未遂者に関する資料

31 自殺未遂者に関する様々な資料を収集・分析し、自殺未遂者への効果的な

32 支援を進めます。

33 ・ その他各種自殺実態調査

34 各地域における詳細なデータの活用や自殺増加が見られる年齢階層等対

35 象を特定した調査を実施するなど、自殺に至る背景等を詳細に分析すること

36 に努め、自殺予防のために効果的な施策等を進めます。

各種取組の今後の事業計画

- 一次：一次予防（事前予防）。「社会全体で自殺を予防するため、自殺防止のための環境整備や自殺予防のための情報提供・普及啓発」
- 二次：二次予防（危機対応）。「自殺の兆しを早期に発見するため、相談・支援の充実による自殺の防止や対象等に応じた取組」
- 三次：三次予防（事後対応）。「自殺企図を二度と繰り返さないため、自殺未遂者や遺族へのケアと支援の充実」

1 基本施策

主要項目	各段階※			取組 【所管】	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度 ～	
	一 次	二 次	三 次							
(1) 区市町村等 への支援 強化	○			地域自殺対策推進センター からの支援 【福祉保健局保健政策部】	継続支援					
						連絡会の開催 (各年3回程度)				
(2) 関係機関・ 地域ネット ワークの 強化	○			「自殺総合対策東京会議」の 運営 【福祉保健局保健政策部】	継続実施					
					会議の開催 (各年1、2回程度)					
	○			「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」の充実 【福祉保健局保健政策部】	充実・強化					
					各種研修会等の案内			自殺対策の取組状況など 関係機関との情報共有		
(3) 自殺対策を 支える人材 の育成	○			ゲートキーパーの養成 【区市町村】 【福祉保健局保健政策部】	継続実施					
					区市町村等において養成					
					相談窓口職員等を対象とした 研修 【福祉保健局保健政策部】	継続実施				
						出前研修 (各年5回程度)			充実	
	○			自殺未遂者支援に関する 人材育成 【福祉保健局保健政策部】	継続実施					
					★対象拡大 研修実施 (各年3回程度)			充実		
	○			遺族支援に関する人材の育成 【福祉保健局保健政策部】	継続支援					
					交付金による取組の支援 (2団体程度)			団体の増		

(4) 住民への 啓発と周知	○	○	自殺強化月間における 普及啓発(「自殺防止!東京 キャンペーン」) 【福祉保健局保健政策部】	<p>継続実施(9月・3月)</p> <p>広報媒体の作成・配布 ◆チラシ(6,000部程度) ◆ポスター(1,000部程度)</p> <p>街頭キャンペーンの実施 (各年4回程度)</p> <p>検索連動型広告の実施 (各年2回程度)</p> <p>講演会の実施</p> <p>特別相談 (自殺相談ダイヤル24時間体制等)</p> <p>◆民間団体と連携 (6団体程度)</p>
				<p>継続実施</p> <p>リーフレット作成・配布(適宜相談窓口情報の更新) (20,000部程度)</p> <p>インターネット等の活用による 自殺予防に関する情報提供 ◆適宜ホームページ情報の更新 ◆「こころナビ」の普及</p>
				<p>継続実施</p> <p>マスメディアを活用した啓発</p>
				<p>実施・拡大</p> <p>自殺相談ダイヤル・SNS相談拡大検討</p> <p>★新規 (SNSIによる相談)</p>
(5) 生きること の促進要因 への支援	○	○	相談窓口・支援体制の充実 (電話、来所、メール等、様々な 手法による相談) 【福祉保健局保健政策部】 【関係各局】	<p>継続実施</p> <p>多重債務問題対策の研修 (各年4回程度)</p>
			相談窓口・支援体制の充実 (多重債務問題に関する相談・ 支援の充実) 【生活文化局消費生活部】 【福祉保健局生活福祉部】	<p>支援体制の強化</p> <p>こころといのちのサポートネットによる支援 (1,000件程度)</p> <p>★対象拡大 研修実施 (各年3回程度)</p>
			自殺未遂者の支援体制の 強化 【福祉保健局保健政策部】	<p>継続支援</p> <p>交付金による取組の支援 (2団体程度)</p>

2 重点施策

主要項目	各段階			取組 【所管】	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度 ～
	一次	二次	三次						
(1) 広域的な 普及啓発	○			自殺強化月間における 普及啓発(「自殺防止!東京キ ャンペーン」)(再掲) 【福祉保健局保健政策部】	<p>継続実施(9月・3月)</p> <p>広報媒体の作成・配布 ——— 配布先の拡大 (鉄道会社等への掲載)</p> <p>◆チラシ(6,000部程度) ◆ポスター(1,000部程度)</p> <p>街頭キャンペーンの実施 ——— 充実 (各年4回程度) (区市町村・民間団体との連携)</p> <p>検索連動型広告の実施 ——— (各年2回程度)</p>				
(2) 相談体制の 充実		○		相談窓口・支援体制の充実 (電話、来所、メール等、様々な 手法による相談)(再掲) 【福祉保健局保健政策部】 【関係各局】	<p>実施・拡大</p> <p>★新規 (SNSによる相談) ———→</p>				
(3) 若年層対策 の推進		○		児童・生徒のSOSの出し方に 関する教育 【教育庁指導部】 【福祉保健局保健政策部】	<p>★新規</p> <p>継続実施</p> <p>DVD教材等を活用 (都内全公立学校)</p> <p>ポケット相談メモ作成・配布 (220,000部程度)</p>				
		○		生きる力を育む教育 (心の健康に関するセルフケア) 【教育庁指導部】	<p>継続実施</p> <p>児童・生徒への指導充実</p>				
	○			心と体の健康づくり 【教育庁指導部】	<p>継続実施</p> <p>学校・家庭・地域の連携</p>				
	○			児童・生徒への相談の充実 【教育庁指導部】	<p>継続実施</p> <p>スクールカウンセラー等の活用</p> <p>スマートフォン用アプリの活用による相談</p>				
		○		教職員に対する理解促進 【教育庁指導部】	<p>継続実施</p> <p>指導資料を活用した研修</p>				

(3) 若年層対策 の推進	○	リーダーシップの形成 【教育庁指導部】	継続実施 自殺予防に関する講演等 (各年1回程度) ——— 全校長の参加 ———>
	○	若年層向け講演会の実施 【福祉保健局保健政策部】	継続実施 若年層向け講演会 ——— 充実 ———>
		企業経営者等に対する理解 促進 【福祉保健局保健政策部】	★新規 講演会の実施 ——— 充実 ———> パンフレット等の作成 ——— 配布 ———>
		SNS自殺相談 【福祉保健局保健政策部】	★新規 実施 ——— 拡大検討 ———>
(4) 職場における 自殺対策 の推進	○	メンタルヘルス対策の推進 【産業労働局雇用就業部】	継続実施 働く人の心の健康づくり講座の実施 ———>
	○	ライフ・ワーク・バランスの推進 【産業労働局雇用就業部】	★新規 総合展の開催 ——— 実施 ———> 普及周知活動 ———>
	○	ハラスメントの防止 【産業労働局雇用就業部】	継続実施 セミナーの開催 ———>
	○	企業経営者等に対する理解 促進 (再掲) 【福祉保健局保健政策部】	★新規 講演会の実施 ——— 充実 ———> パンフレット等の作成 ——— 配布 ———>
(5) 自殺未遂者 の再度の 自殺企図を 防ぐ	○	自殺未遂者の支援体制の 強化 (再掲) 【福祉保健局保健政策部】	支援体制の強化 こころといのちのサポートネットによる支援 (1,000件程度) ———> ★対象拡大 研修実施 (各年3回程度) ——— 充実 ———>
(6) 遺された人 への支援の 充実	○	遺族等への必要な情報の 提供 【福祉保健局保健政策部】	継続実施 リーフレットの作成・配布(適宜情報の更新) ———>
	○	自死遺族の集いへの支援 (再掲) 【福祉保健局保健政策部】	継続支援 交付金による取組の支援 (2団体程度) ——— 団体の増 ———>

3 生きる支援関連施策

主要項目	各段階			取組 【所管】	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	
	一次	二次	三次							
(1) 自殺防止の ための環境 整備	○			鉄道駅ホーム等の転落防止対策 【交通局】	整備					
		基盤整備			不健全図書類の指定 インターネット等のフィルタリング 【青少年・治安対策本部総合対策部】	継続実施				
	○			インターネット等のルール作り 【青少年・治安対策本部総合対策部】	継続実施					
					講座・講演会の実施	→				
	○			災害時こころのケア体制整備事業 【福祉保健局障害者施策推進部】	継続実施					
	○			特定の手段・地域での自殺情報の収集及び伝達 【福祉保健局保健政策部】 【関係各局】	継続実施					
					関係機関との情報共有	→				
(2) 自殺防止に 向けた各機 関の設置	○			インターネット等による各種トラブル相談 【青少年・治安対策本部総合対策部】	継続実施					
					相談機能の拡充 (SNS相談)	→				
		○		若者に関する総合相談 【青少年・治安対策本部総合対策部】	継続実施					
				相談体制の強化 相談件数の増	→					

<p>(2) 自殺防止に向けた各機関の設置</p>	○	ひきこもりに関する相談 【青少年・治安対策本部総合対策部】	相談体制の強化 相談件数の増	継続実施
	○	いじめ問題に対する電話相談 【教育庁教育相談センター】		継続実施
	○	スマートフォン用アプリ及び情報サイトによるいじめ相談 【教育庁指導部】		継続実施
	○	子育てに関する相談 【福祉保健局少子社会対策部】		継続実施
	○	女性に関する生活各般の相談 【福祉保健局少子社会対策部】	配偶者からの暴力(DV)に関する相談 ストーカー被害に関する相談	継続実施
	○	多重債務者生活再生事業 【福祉保健局生活福祉部】	窓口設置による相談	継続実施
	○	多重債務相談「東京モデル」の実施 【生活文化局消費生活部】	多重債務に関する相談	継続実施
	○	東京ウィメンズプラザにおける相談事業 【生活文化局都民生活部】	配偶者からの暴力(DV)に関する相談 結婚・離婚・人間関係・セクハラに関する相談	継続実施
	○	子供の精神保健相談室 【病院経営本部経営企画部】	子供の行動やこころの発達問題に関する相談	継続実施
	○	夜間こころの電話相談 【福祉保健局障害者施策推進部】	精神的な悩みに関する相談	継続実施
	○	労働相談 【産業労働局雇用就業部】	労働問題に関する相談	継続実施
	○	犯罪被害者等支援 【総務局人権部】	犯罪被害者等に対する相談	継続実施
	○	性的マイノリティ等に関する相談 【総務局人権部】	リーフレット作成・配布 ★新規 (相談窓口の設置)	継続実施

(2) 自殺防止に向けた各機関の設置	○	住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 【福祉保健局生活福祉部】	サポートセンターの設置・支援 不安定な就労に従事する者や離職者に対する支援
	○	生活困窮者自立支援事業 【福祉保健局生活福祉部】	継続実施 生活困窮者に対する支援
(3) 自殺防止に向けた研修等	○	心の健康相談 働く人の心の健康づくり講座 【産業労働局雇用就業部】	継続実施 職場のメンタルヘルス問題等に対する相談労働者と使用者に対する講習会
	○	労働セミナー 【産業労働局雇用就業部】	継続実施 メンタルヘルス等に関するセミナー
	○	多重債務問題に関する研修 【福祉保健局生活福祉部】	継続実施
	○	都立病院における自殺対策研修 【病院経営本部経営企画部】	継続実施 院内研修・勉強会
	○	精神保健福祉に携わる関係機関職員を対象とした研修 【福祉保健局障害者施策推進部】	継続実施 精神保健福祉研修
(4) 地域における自殺対策の取組	○	都民等を対象としたうつ病などの精神疾患に関する学習会 【福祉保健局障害者施策推進部】	継続実施
	○	高齢者の地域見守り支援のネットワーク 【福祉保健局高齢社会対策部】	継続実施 見守りに携わる人材の養成
	○	産後うつ予防等の取組産婦健康診査支援事業 【福祉保健局少子社会対策部】	★新規 継続支援 産婦健康診査支援事業(区市町村を支援) 産後うつ等のリスクを有する家庭に対する支援
	○	子供の居場所創設事業 【福祉保健局少子社会対策部】	継続実施 居場所を創設する区市町村を支援
(5) 適切な精神科医療の受診確保	○	内科医等のかかりつけ医と精神科医との連携強化 【福祉保健局障害者施策推進部】 【病院経営本部経営企画部】	連携強化

第7章 推進体制

(1) 自殺総合対策東京会議

- 保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体、行政機関は、この会議のもとに共通認識を持ち、連携・協力して総合的な自殺対策を推進します。

(2) 関係機関・団体等の役割

- NPO等の関係団体は、自ら自殺念慮者や遺族等への支援を行うとともに、行政機関等と連携・協力して自殺対策を推進します。
- 企業等の労働分野の関係者は、ライフ・ワーク・バランスやメンタルヘルスケアを中心とした健康づくりを進めるなど、従業員等が心身の健康を損なうことのないよう、働きやすい職場環境づくりに努めることにより、勤労者の自殺予防に取り組みます。
- 教育関係者は、児童・生徒等の心と体の健康づくりや生きる力を高めるための教育の推進、自殺予防のための教職員の研修等を行い、児童・生徒等の自殺予防の取組を推進します。
- 医療機関は、自殺リスクの高い自殺未遂者やうつ病等精神疾患患者等に適切な医療・ケアを提供できるよう、各診療科間をはじめ、他の医療機関、保健所等地域の相談支援機関等との連携の強化を図るなど、自殺予防の取組を進めます。
- 精神保健福祉関係機関・団体は、心の悩みや精神疾患等に関する相談を重層的に実施し、さらに、精神保健福祉センターは、人材育成をはじめ、広域的専門機関としての機能をいかした取組を展開します。
- 保健所等の地域保健関係機関は、地域における健康等に関する普及啓発、相談・支援、自殺予防やうつ病等精神疾患に関する人材育成など、自殺予防の視点を踏まえ地域の実情に応じて心身の健康づくりも含めた包括的な取組を展開します。
- 高齢福祉サービス事業所、障害福祉サービス事業所、法律・労働経済・生活福祉等の各種相談機関などは、より適切な相談・支援等を行うとともに、利用者等の自殺のサインを早期に察知し、適切な支援窓口に結び付けるよう努めます。

1 **(3) 区市町村の役割**

2 ○ 区市町村は、地域における自殺の実態の把握・分析を行い、その特性を踏ま
3 えた重点施策を独自に設定し効果的な自殺対策に取り組みます。

4
5 ○ 区市町村は、地域住民等に対する普及啓発や自殺のサインを早期発見し自
6 殺を予防するための人材育成を行うとともに、地域の関係機関や相談窓口の
7 緊密な連携体制をつくり、自殺対策を推進していきます。

8
9 **(4) 都の役割（東京都地域自殺対策推進センター）**

10 ○ 都は、「自殺総合対策東京会議」を設置・運営し、東京の自殺の実態の把握・
11 分析、関係機関や区市町村等への情報提供を行うとともに、総合的に自殺対
12 策を進めるため、広域行政の立場から施策を実施します。

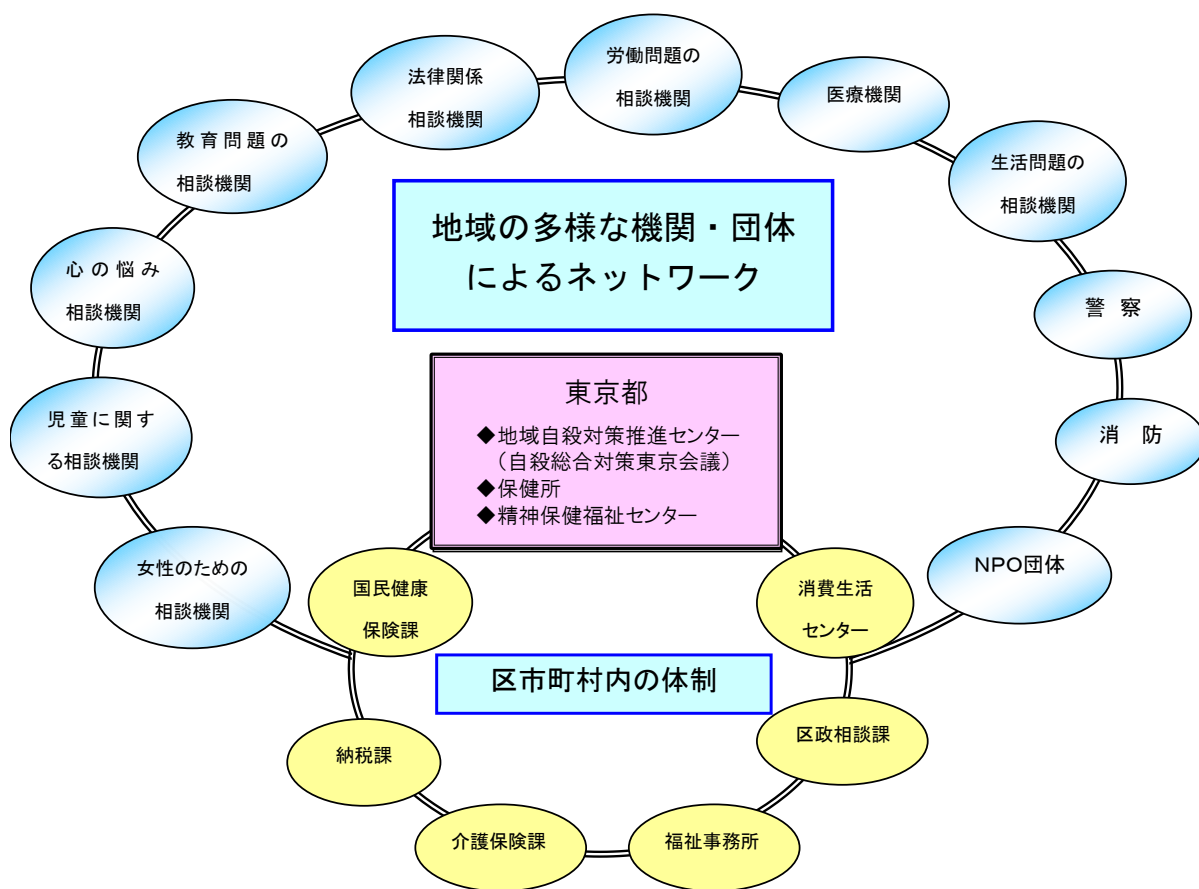
13
14 ○ 都は、地域自殺対策推進センターとして、情報提供や人材育成、専門的・
15 技術的支援等により、区市町村における自殺対策の取組を総合的に支援しま
16 す。また、状況に応じて、区市町村が地域の実情を踏まえて独自に行う取組
17 についても支援を行い、地域における自殺対策を推進します。

18
19 ○ 都は、庁内及び関係機関・団体、区市町村等が行う自殺総合対策の取組状
20 況を把握し、関係機関等の連携・協力体制の構築のための総合的な調整等
21 を行います。

22
23 **(5) 都民の役割**

24 自殺の状況・自殺対策の重要性に対して理解・関心を深め、自殺に対する正し
25 い認識を持ち、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対応す
26 ることができるようにするなど、自殺予防に努めます。

1 <地域のネットワークのイメージ図>



24

25 **資料編**

- 26
- 27 ○ 自殺対策基本法
 - 28 ○ 自殺総合対策大綱
 - 29 ○ 交付金の変遷
 - 30 ○ 自殺総合対策東京会議設置要綱
 - 31 ○ 東京都地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱
 - 32 ○ 「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」相談窓口一覧
 - 33 ○ 平成27年における自殺の状況